



逗子市地球温暖化対策実行計画

(区域施策編)

平成 29 年 3 月

逗 子 市

目	次	Page
第1章 計画の基本的事項		1
1 計画策定の背景		1
2 計画の目的と位置付け		6
3 計画の期間と対象		8
第2章 市の概況		9
1 地域特性		9
2 地球温暖化問題への意識		14
3 温室効果ガスの排出状況		18
4 逗子市でのこれまでの取組		20
5 本市の低炭素社会の構築に向けた課題		21
第3章 計画の目標		24
1 温室効果ガス排出量の将来推計		24
2 温室効果ガス排出量の削減目標		26
第4章 目標達成に向けた取組		27
1 基本方針		27
2 施策体系		28
3 地域特性に応じた取組		29
4 他の個別計画と連携した取組		45
第5章 計画の推進		52
1 推進体制		52
2 進行管理		53
資料編		57

第1章 計画の基本的事項

1

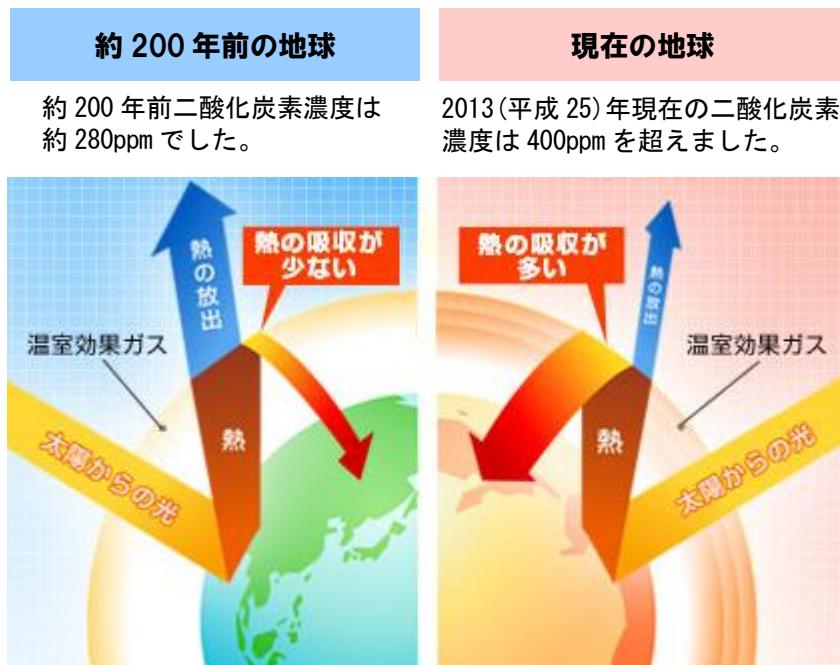
計画策定の背景

(1) 地球温暖化対策実行計画策定の根拠

国際機関である「気候変動に関する政府間パネル」(IPCC)は、2014（平成26）年に『気候システムの温暖化については疑う余地がない』とする第5次評価報告書を発表しました。この報告書では、『20世紀後半において観測された地球温暖化は、人為起源の温室効果ガスの排出が原因であった可能性が極めて高い』と報告し、気候変動を抑制するには、温室効果ガス排出量の抜本的かつ持続的な削減が必要であるとしています。

我が国では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、政府が温暖化対策計画、地方自治体が地球温暖化対策実行計画を策定し、地球温暖化対策の取組を推進することとされています。

図表 1-1-1 地球温暖化のしくみ



地球温暖化とは、経済活動等によって発生する二酸化炭素等の温室効果ガスの増加により、地球表面の大気の平均温度が上昇することをいいます。

これまで以上の対策を講じない場合には、2100年における世界平均地上気温が、産業革命前の水準と比べて最大で約5℃上昇するといわれています。

資料：全国地球温暖化防止活動推進センター

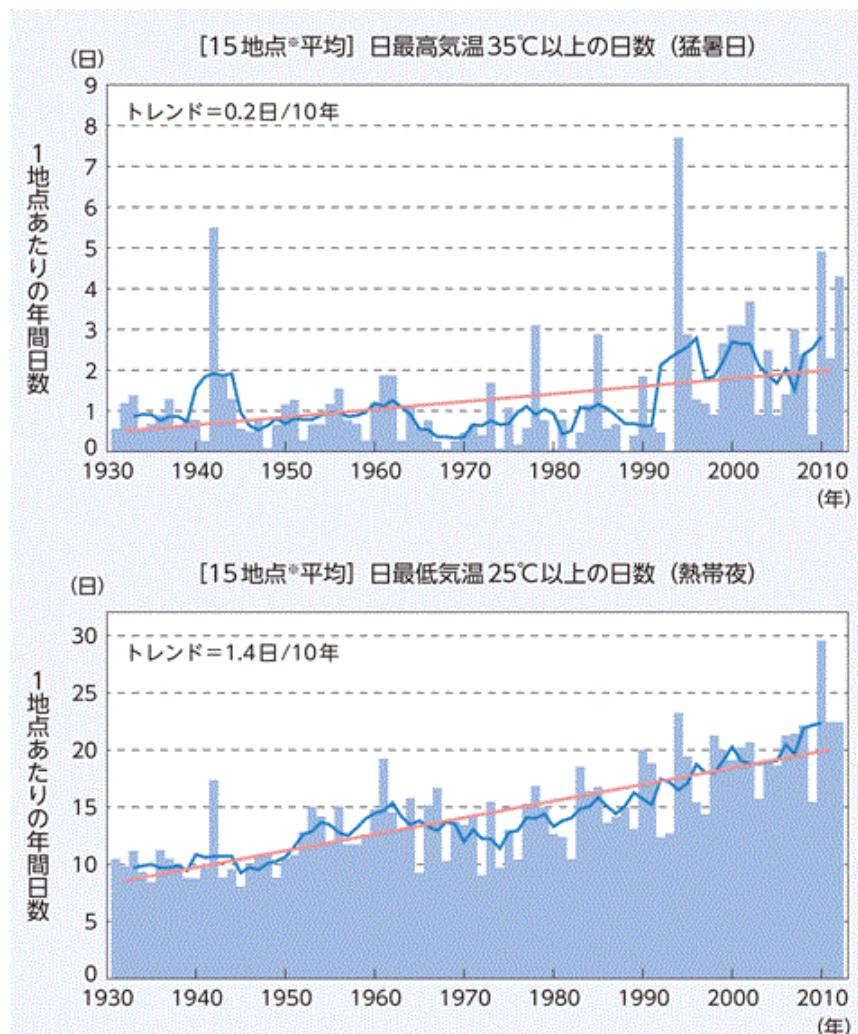
(2) 地球温暖化による気候変動の影響

世界の平均気温は長期的に見て上昇傾向にあり、1891（明治24）年以降100年あたり 0.68°C の割合で上昇しました。特に北半球の中・高緯度では顕著な気温上昇がみられます。また、海面水位は海水の熱膨張や氷河や氷床の融解や流出により上昇しており、海洋内部の水温も上昇しています。

日本の平均気温も年による変動が大きいものの長期的に上昇傾向で、100年あたり 1.15°C の割合で上昇しており、世界平均（ $0.68^{\circ}\text{C}/100\text{年}$ ）を上回っています。また、日最高気温が 35°C の猛暑日や日最低気温が 25°C 以上の熱帯夜の日数もそれぞれ増加傾向を示しています。

降水にも変化が現れており、日降水量1mm以上の降水日数は減少傾向にある一方、日降水量が100mm以上の大雪の日数は増加傾向にあります。アメダスの観測による1時間雨量50mm以上の短時間強雨の頻度は、さらなるデータの蓄積が必要であるものの、明瞭な増加傾向が現れています。

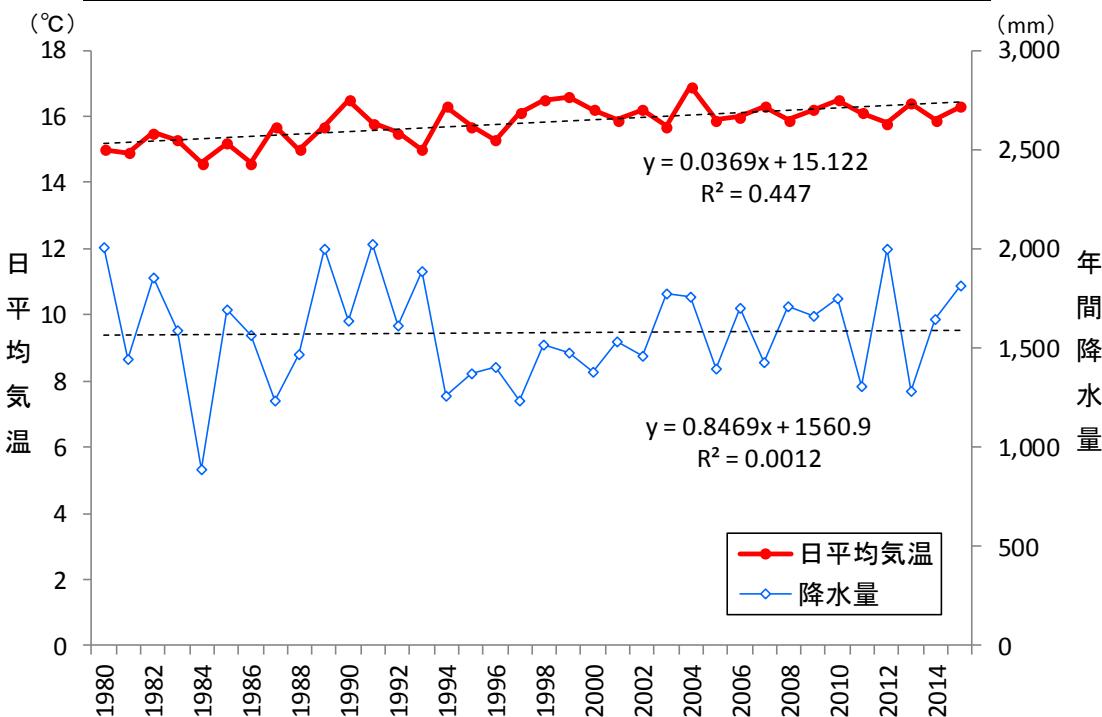
図表1-1-2 我が国における気温の変化



注. 15地点：網走、根室、寿都、山形、石巻、伏木、飯田、銚子、境、浜田、彦根、宮崎、多度津、名瀬、石垣島
資料：日本の気候変動とその影響 2012年度版（平成25年3月：環境省、文部科学省、気象庁）

気象庁は、全国各地の観測所で気象観測を実施しています。本市から最も近い観測所である三浦観測所（三浦市）でのこれまでの観測結果をみると、日平均気温は明らかな上昇傾向を示しています。また、年間降水量も上昇傾向で推移しています。このことから、本市においても地球温暖化の影響が現れてきていることがうかがわれます。

図表 1-1-3 日平均気温・年間降水量の推移（三浦観測所：三浦市）



資料：気象庁

(3) 地球温暖化対策の必要性

地球温暖化問題は、地球全体の地表及び大気の温度を上昇させることにより、自然の生態系及び人類の生活に深刻な影響を及ぼすものであり、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の1つと言えます。

このまま地球温暖化が進んだ場合、生態系などが大きく変化し、それに伴い人間の生活などへの影響が現れてくることが予想されます。地球温暖化に伴う気候変動を抑制するためには、温室効果ガスの排出を大幅かつ持続的に削減する必要があります、身近なところから地球温暖化対策を実践していくことが望まれます。また、すでに現れている気候変動の影響に加え、国際的な合意の下に緩和策を講じても、我が国において様々な気候変動の影響が生じる恐れがあります。今後中長期的に避けることのできない気候変動による様々な分野への影響に対処するため、影響の評価及び影響への「適応策」を計画的に進めることができます。

(4) 地球温暖化対策の動向

①国際的な枠組みの中での取組

「気候変動に関する国際連合枠組条約」（以下「気候変動枠組条約」といいます。）は、地球温暖化防止のための国際的な枠組みであり、究極的な目的として、『温室効果ガスの大気中濃度を自然の生態系や人類に危険な悪影響を及ぼさない水準で安定化させる』ことを掲げています。日本は、これら二つの国際合意に関して、国内外の取組を進めるとともに、国際的な検討にも積極的に貢献してきました。

ア. 京都議定書の採択

1997（平成9）年に京都で開催された COP3（気候変動枠組条約第3回締約国会議）において、「京都議定書」が採択されました。「京都議定書」は、温室効果ガス排出削減のための国際枠組みであり、先進国に対して法的拘束力のある温室効果ガス削減の数値目標を設定し、目標を達成するための措置等について定めました。

「京都議定書」の第一約束期間（2008（平成20）年から2012（平成24）年までの5年間）において、我が国は基準年（原則1990（平成2）年）に比べて6%の削減目標が課されました。これに対し、同期間の日本の温室効果ガスの総排出量は5か年平均で12億7,800万トン（CO₂換算）であり、森林等吸収源や海外から調達したクレジットを加味すると基準年比8.7%減となり、目標を達成しました。

イ. パリ協定の採択

2015（平成27）年11月～12月に、フランス・パリで開催された COP21（気候変動枠組条約第21回締約国会議）において、「パリ協定」が採択されました。「パリ協定」は、2020（平成32）年以降の温室効果ガス排出削減のための新たな国際枠組みであり、以下の内容が盛り込まれました。

- 世界共通の長期目標として2°C目標の設定
- 主要排出国を含む全ての国が削減目標を5年ごとに提出・更新すること
- 共通かつ柔軟な方法でその実施状況を報告し、レビューを受けること
- 二国間オフセット・クレジット制度（JCM）を含む市場メカニズムの活用
- 森林等の吸収源の保全・強化の重要性
- 途上国の森林減少・劣化からの排出を抑制する仕組み
- 適応の長期目標の設定及び各国の適応計画プロセスと行動の実施
- 先進国が引き続き資金を提供することと並んで途上国も自主的に資金を提供することなど

②国内での取組

ア. 日本の約束草案の提出

2013（平成 25）年にポーランド・ワルシャワで開催された COP19（気候変動枠組条約第 19 回締約国会議）において、全ての国に対し、COP21 に十分先立ち、2020（平成 32）年以降の「自国が決定する貢献案」を示すことが招請されました。

我が国としても 2020（平成 32）年以降の温室効果ガス削減目標の検討を加速化するため、2015（平成 27）年 6 月に「自国が決定する貢献案」の政府原案を取りまとめ、パブリックコメントを経て、同年 7 月に「日本の約束草案」を決定し、気候変動枠組条約事務局に提出しました。「日本の約束草案」での我が国の温室効果ガス削減目標は、2030（平成 42）年度において 2013（平成 25）年度比で 26.0% 削減（2005（平成 17）年度比で 25.4% 削減）というものです。

イ. 地球温暖化対策計画の策定

我が国は、COP21 におけるパリ協定の採択を踏まえ、我が国としても世界規模での排出削減に向けて、長期的、戦略的に貢献するため、2016（平成 28）年 5 月に「地球温暖化対策計画」を策定しました。「地球温暖化対策計画」では、温室効果ガス排出量の削減に向けて、技術的制約やコスト面での課題などを十分に考慮した「日本の約束草案」を踏襲して、温室効果ガス排出量削減目標を設定しています。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、国だけでなく、地方公共団体、事業者、国民がそれぞれの役割を認識し、地球温暖化防止に向けた取組を推進していくことが求められています。本計画については、同法に基づき、地方公共団体として、市域から排出される温室効果ガスを削減するために策定するものです。

■ 「地球温暖化対策計画」での温室効果ガス削減目標

2030 年度に 2013 年度比 (平成 42)	-26.0%	(2005 年度比 (平成 17)) -25.4%
------------------------------	--------	---------------------------------

図表 1-1-7 「地球温暖化対策計画」での目標に係る基本的事項

項目	具体的な内容
基準年度	2013（平成 25）年度を基本とするが、2013（平成 25）年度と 2005（平成 17）年度の両方を登録する。
目標年度	2030（平成 42）年度
対象範囲	全ての分野
対象ガス	CO ₂ 、CH ₄ 、N ₂ O、HFC、PFC、SF ₆ 、NF ₃ の 7 種類

資料：環境省

2

計画の目的と位置付け

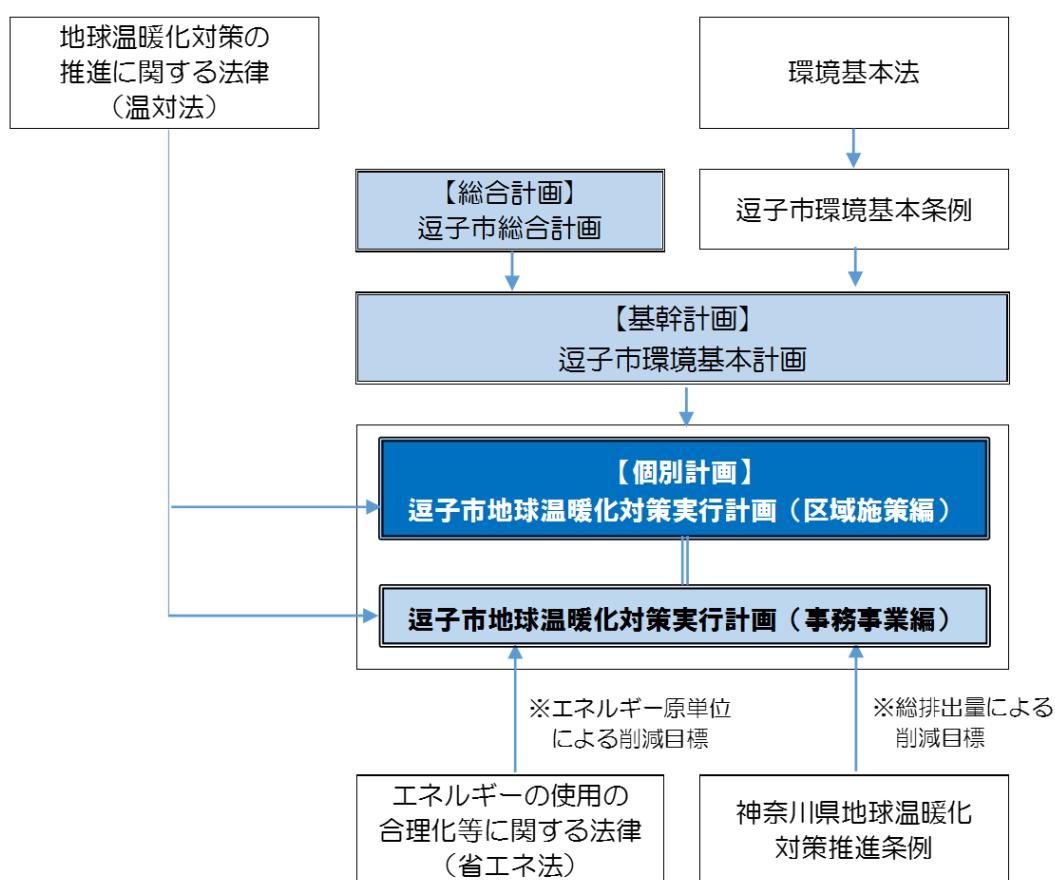
(1) 計画の目的

地球規模の課題となっている気候変動に、適切に対応していくための地球温暖化対策は、逗子市役所のみならず、市民、事業者など、逗子市のあらゆる活動主体が、連携・協力し、自らのこととして、真剣に取り組むことが必要です。

本市では、地球温暖化対策の重要性に鑑み、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づく実行計画として「逗子市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を定めることとしました。本計画は、環境と経済が両立した持続可能な「低炭素社会」を実現するための取組の方向性を明らかにするものであり、市民や事業者が地球温暖化防止に向けた活動を主体的に取り組んでいくための市の方策を示すものです。

なお、市自らの事務事業での省エネなどの取組は、「逗子市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」で実施・管理します。

図表 1-2-1 計画の法的位置づけ、上位計画等との関連



(2) 計画の位置付け

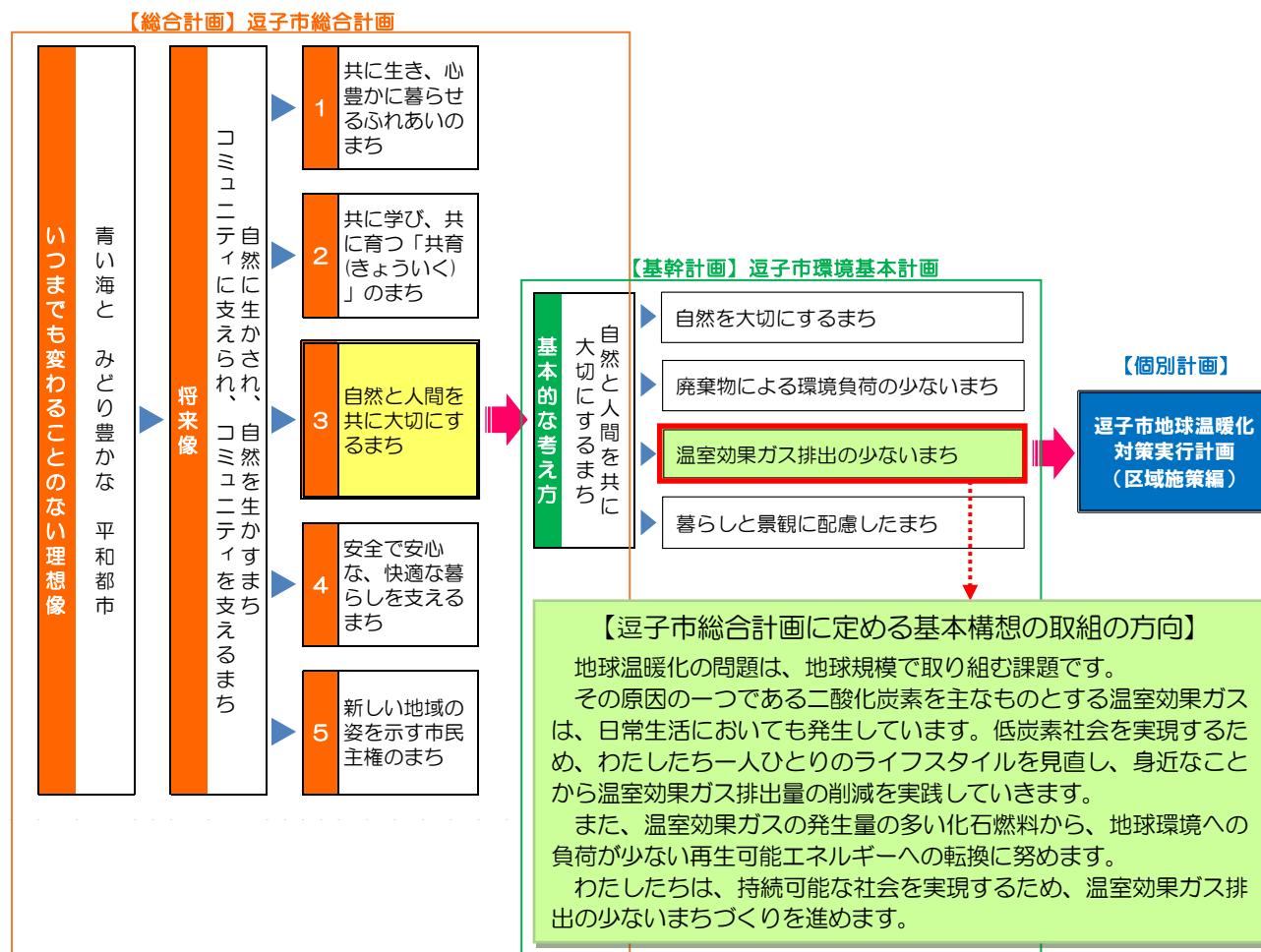
本市では、1999（平成11）年度に「逗子市環境基本計画」を策定し、市域の環境の保全及び創造に関する施策の総合的な推進を図ってきました。2015（平成27）年3月には、計画期間満了に伴い、新たに「第二次逗子市環境基本計画」を策定し、取組を推進しています。「逗子市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」は、「逗子市総合計画（2015～2038）」に基づく市域全体の計画を基本として、「第二次逗子市環境基本計画」に基づき、国や神奈川県の地球温暖化対策に関する計画等との関連性に配慮するとともに、市が策定するその他の環境に関連する各種事業計画について、各施策の内容との整合を図ります。

(3) 本市の計画体系

本市の計画体系は、「逗子市総合計画」を最上位に、政策分野を定める基幹計画、そして個別の施策分野を定める個別計画の三層となっています。そして、この三層は、「逗子市総合計画」の基本構想におけるめざすべきまちの姿（5本の柱）と基幹計画の最上位の目標等とが整合し、基幹計画の下位の目標等と個別計画の最上位の目標等とが整合する形で重なり合うよう策定していきます。

このように、すべての計画を総合計画の下に体系化し、三層（総合計画・基幹計画・個別計画）を連動させて、一体的に計画の実現を推進していきます。

図表 1-2-2 本市の計画体系（総合計画、基幹計画、個別計画の三層構造）



3 計画の期間と対象

(1) 計画の期間

「第二次逗子市環境基本計画」との整合性を考慮し、2017（平成29）年度から2038（平成50）年度までの22年間とします。

なお、本計画は、法や条例の制定・改廃や、国や県の計画などの改定など、地球温暖化を取り巻く社会情勢の変化などに対応するため、必要に応じて見直しを行うこととします。

(2) 計画の対象範囲

逗子市全域とします。

(3) 計画の対象ガスと部門等

対象とする温室効果ガスは、エネルギー起源CO₂、非エネルギー起源CO₂（廃棄物分野（一般廃棄物）由来）とします。

対象とする部門等は、産業部門、業務その他部門、家庭部門、運輸部門、廃棄物分野（一般廃棄物）とします。

図表 1-3-1 対象ガスと部門等

対象ガス	部門等	主な発生源
エネルギー 起源 CO ₂	産業部門	農林水産業、鉱業、建設業、製造業でのエネルギー消費による発生
	業務その他部門	オフィスや店舗などでのエネルギー消費による発生
	家庭部門	家庭でのエネルギー消費による発生
	運輸部門	自動車でのエネルギー消費による発生
非エネルギー 起源 CO ₂	廃棄物分野 (一般廃棄物)	一般廃棄物の焼却処理による発生

第2章 市の概況

1 地域特性

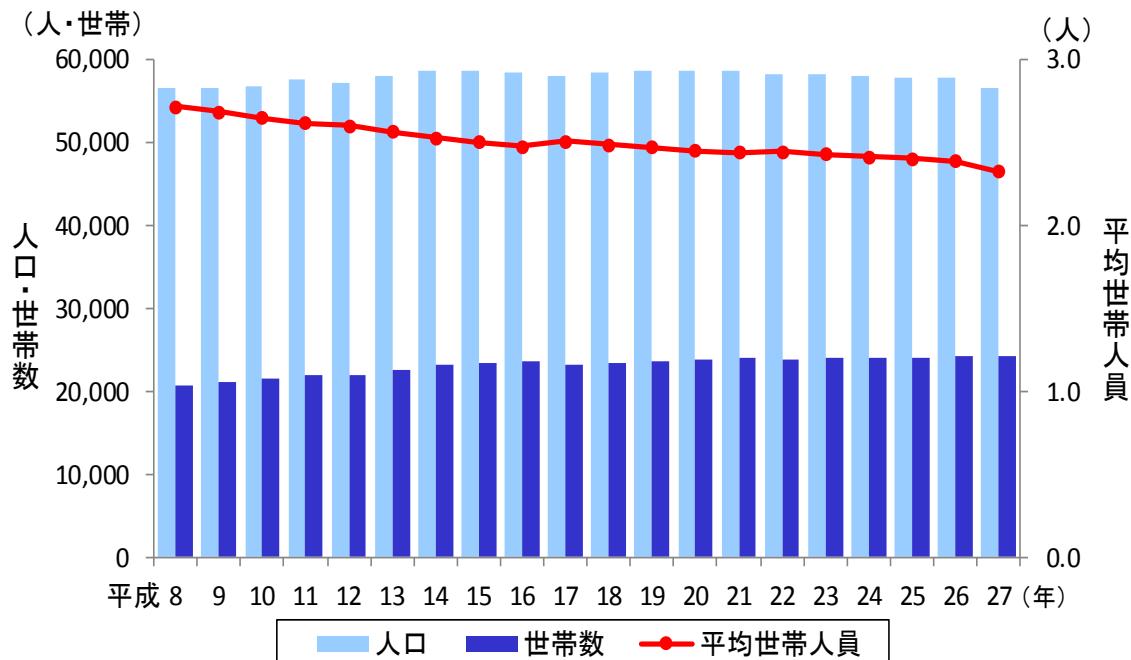
(1) 人口・世帯数

本市では、昭和40年代の宅地開発により人口が急増しましたが、昭和50年代以降、開発の規模及び件数が減少したことによって人口の増加が止まりました。2001（平成13）年以降は、58,000人台の数値で推移しています。すでに日本全体では、2008（平成20）年から人口減少に転じており、今後は、本市においても減少傾向になっていくものと推計されます。

これから本市の将来人口を推計すると、人口は年々減少を続け、「逗子市総合計画」の基本構想の最終年度である2038（平成50）年度には、総人口は49,000人を下回ることが予想されます。また、高齢化率については、老人人口の増加に伴い、2038（平成50）年度には40%を超えることが推計されます。

（「逗子市総合計画 基本構想2038」より）

図表2-1-1 人口・世帯数の推移



注. 各年10月1日現在

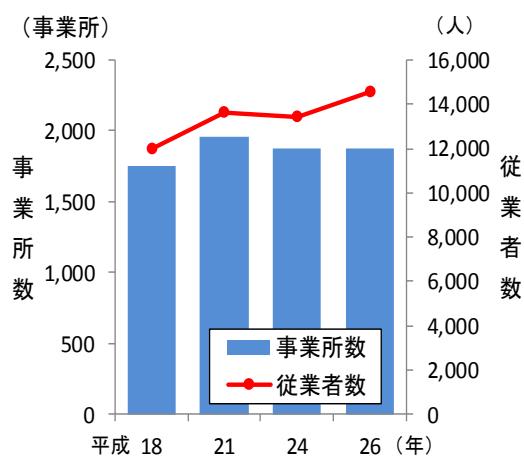
資料：「統計すし 2015年（平成27年）版」

(2) 産業

本市では、事業所数と比べて従業者数が増加傾向にあります。従業者数の内訳をみると、「卸売・小売業」と「医療・福祉」が、いずれも全体の約1/4を占めており、これに「宿泊・飲食サービス」、「教育・学習支援業」、「生活関連サービス・娯楽業」などが続きます。

本市の従業者は、ほとんどが第三次産業に従事しており、第一次産業（農林漁業）、第二次産業（建設業、製造業）は少ないことが特徴です。

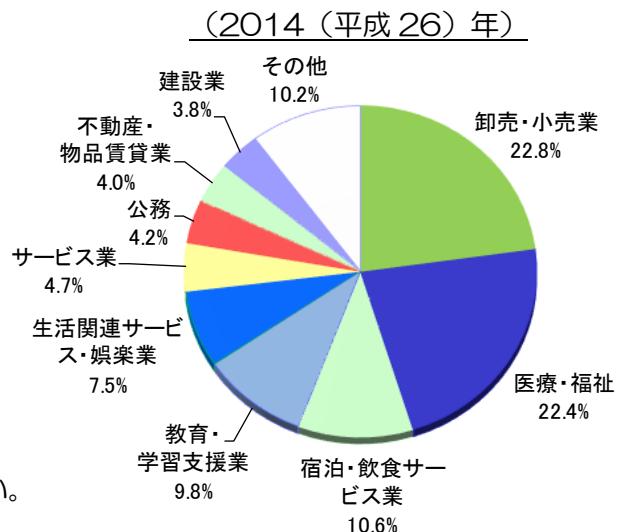
図表 2-1-2 事業所数・従業者数の推移



注：事業所数・従業者数に「公務」は含まない。
(調査年による整合をとるため)

資料：「統計すし 2015年（平成27年）版」

図表 2-1-3 従業者数の内訳

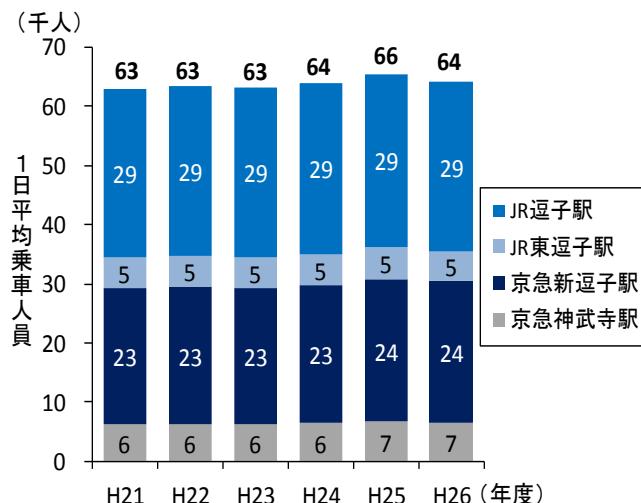


資料：「統計すし 2015年（平成27年）版」

(3) 交通

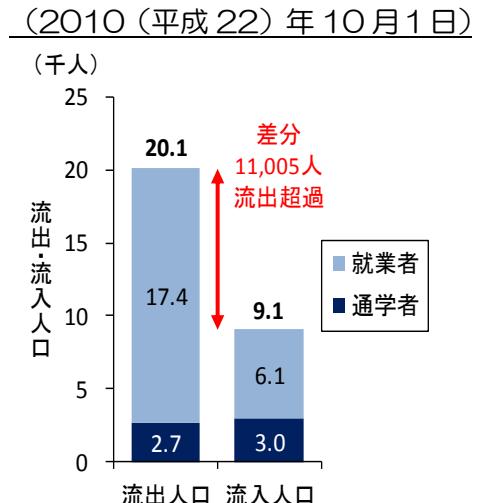
本市には、鉄道はJR横須賀線と京浜急行逗子線があり、利用者数（1日当たりの乗車人員）は、近年横ばいで推移しています。本市は、古くから大規模な工場等のない住宅地として発展してきた経緯があり、市内から市外へ流出する就業者が多いことが特徴です。

図表2-1-4 駅での1日平均乗車人員の推移



資料：「統計すし 2015年（平成27年）版」

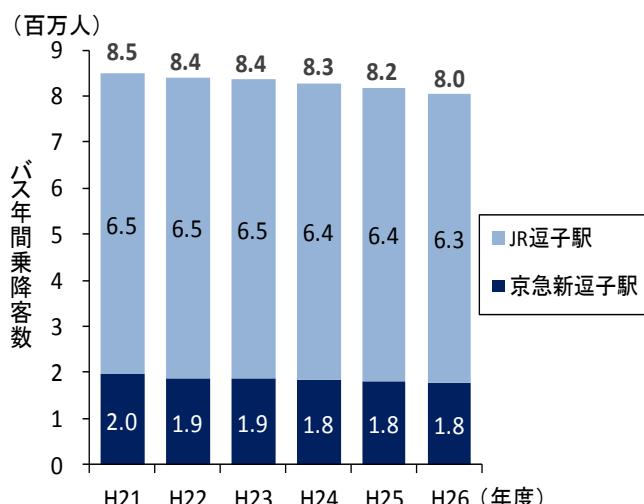
図表2-1-5 流出・流入人口



資料：「統計すし 2015年（平成27年）版」

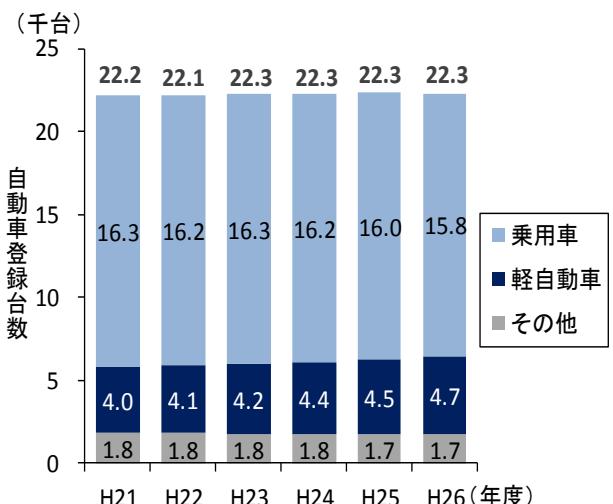
市内の公共交通として、京浜急行バスが運行していますが、利用者数（年間乗降客数）は、近年減少傾向で推移しています。また、本市において、近年、人口は微減傾向で推移しているにも関わらず、自動車登録台数は横ばいで推移しています。こうした状況に加え、本市における都市機能の集中状況や幹線道路網の整備状況などから、朝の通勤時間帯を中心とした交通渋滞が問題となっています。

図表2-1-6 バス年間利用者数の推移



資料：「統計すし 2015年（平成27年）版」

図表2-1-7 自動車登録台数の推移

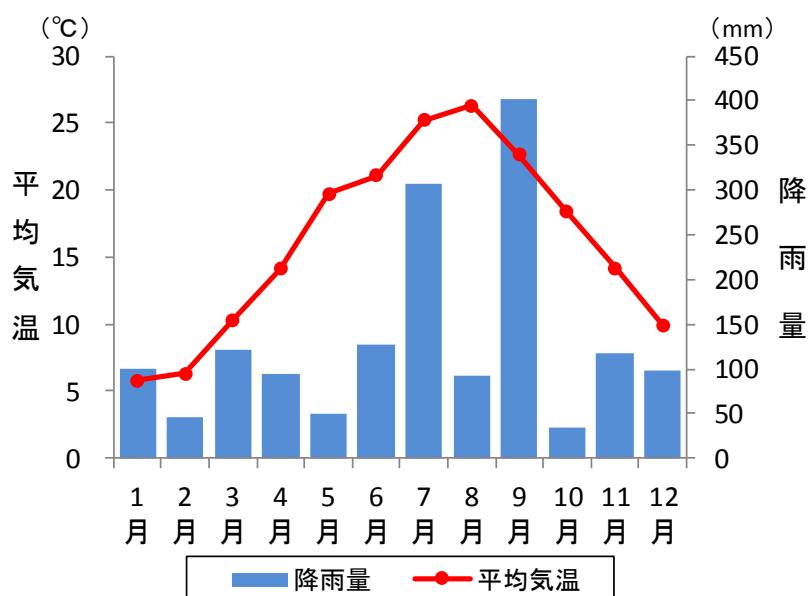


資料：「統計すし 2015年（平成27年）版」

(4) 気候

本市は、冬期も比較的温暖で、平成 27 年の年間の平均気温は 16.2°C であり、概ね一年を通じて穏やかで過ごしやすい気候となっています。

図表 2-1-8 平成 27 年の平均温度と降雨量



資料：「統計すし 2015 年（平成 27 年）版」

(5) 土地利用

本市は、全域が都市計画区域として指定されていますが、市の半分以上が、市街化を抑制する「市街化調整区域」になっています。また、計画的に市街化を図っていく「市街化区域」については、そのほとんどが住居系の用途地域となっています。

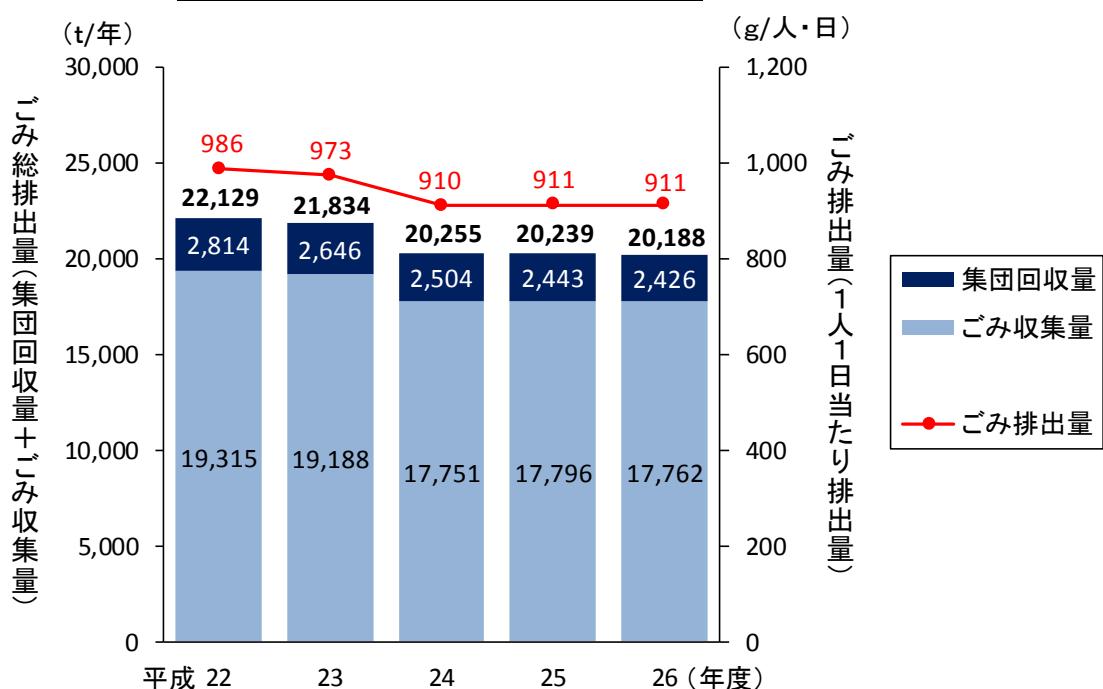
図表 2—1—9 遠子市都市計画

区分	面 積	割 合
都市計画区域	1,728 ha	100%
市街化調整区域	896 ha	52%
市街化区域	832 ha	48%
内数	住居系	774 ha
	商業系	56 ha
	工業系	1.9 ha

(6) 廃棄物

本市のごみ総排出量、1人1日当たりごみ排出量は、いずれも減少傾向にあります。2014（平成26）年度において、ごみ総排出量は20,188t、1人1日当たりごみ排出量は911g/人・日となっています。なお、平成27年度には、家庭ごみ処理有料化を導入しており、今後、更なるごみの減量が見込まれます。

図表2-1-10 本市のごみ排出量の推移



資料：「平成27年度 清掃事業の概要」（逗子市）

2

地球温暖化問題への意識

(1) 市民の地球温暖化問題に対する意識

①調査概要

2013（平成25）年度に「逗子市環境基本計画」の改訂に際して実施した市民等意識調査の結果を分析し、市民の省エネ意識と行動など地球温暖化に関わる事項を整理しました。

図表2-2-1 市民を対象とした意識調査の概要（2013（平成25）年度）

項目	具体的な内容
調査対象	市民2,700名（住民基本台帳より無作為抽出：18歳以上）
回収数	1,241票（回収率46.0%）
調査方法	郵送によるアンケート調査票の配布・回収
調査内容	地球温暖化問題への関心、環境保全への取組状況など

②調査結果

本市の市民は、地球温暖化問題への関心が高くなっています。

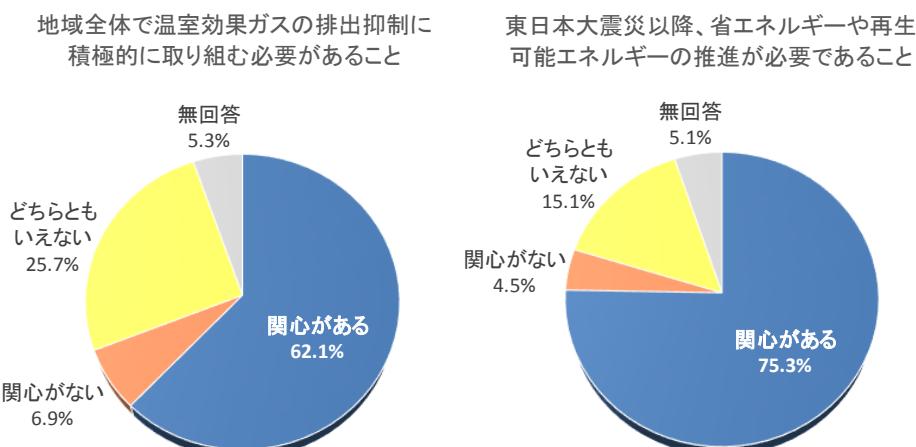
省エネ機器・設備については、『LED照明』と『電気自動車、ハイブリッド自動車、低燃費車等』といったものの導入希望が多いものの、全体的には一定以上の費用を伴うものが多いためか、導入することを控えている状況です。また、蓄電設備を設置することによって、日常だけではなく、停電時や災害時でも太陽光発電システムにより発電した電力を住宅で活用したいという意見もありました。しかし、設備設置や維持管理のための費用が設備導入への妨げになっているようです。

今後、スマートエネルギーに関する設備の更なる導入促進のためには、市による導入支援や、これらの設備のメンテナンス等も対応できる事業者の育成や連携が課題になると考えられます。

A. 地球温暖化問題への関心度

回答者の過半数は、地球温暖化問題の解決に向けて、温室効果ガスの排出抑制に取り組むことや、省エネルギーの推進などが必要であることについて関心があります。

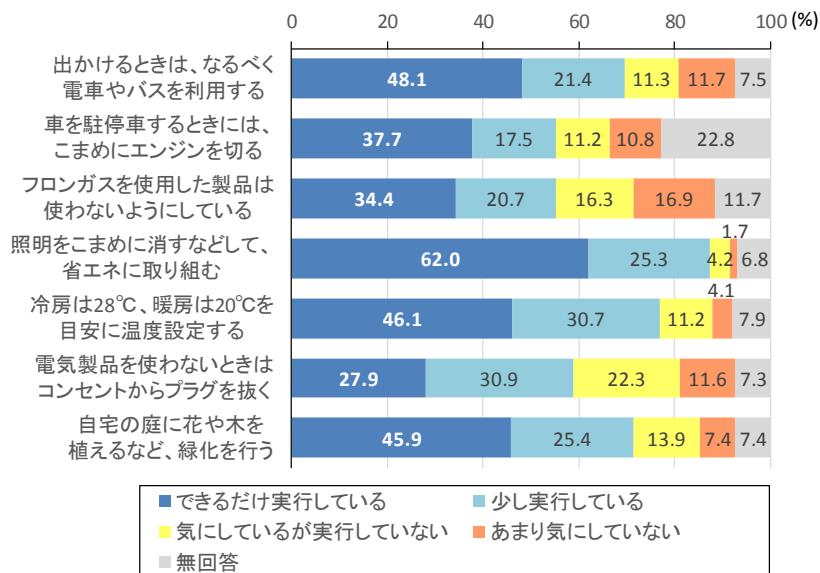
図表2-2-2 地球温暖化問題への関心



B. 省エネ等の取組状況

回答者の多くは、日常生活において節電・省エネルギー対策などに取り組んでいることがうかがえます。

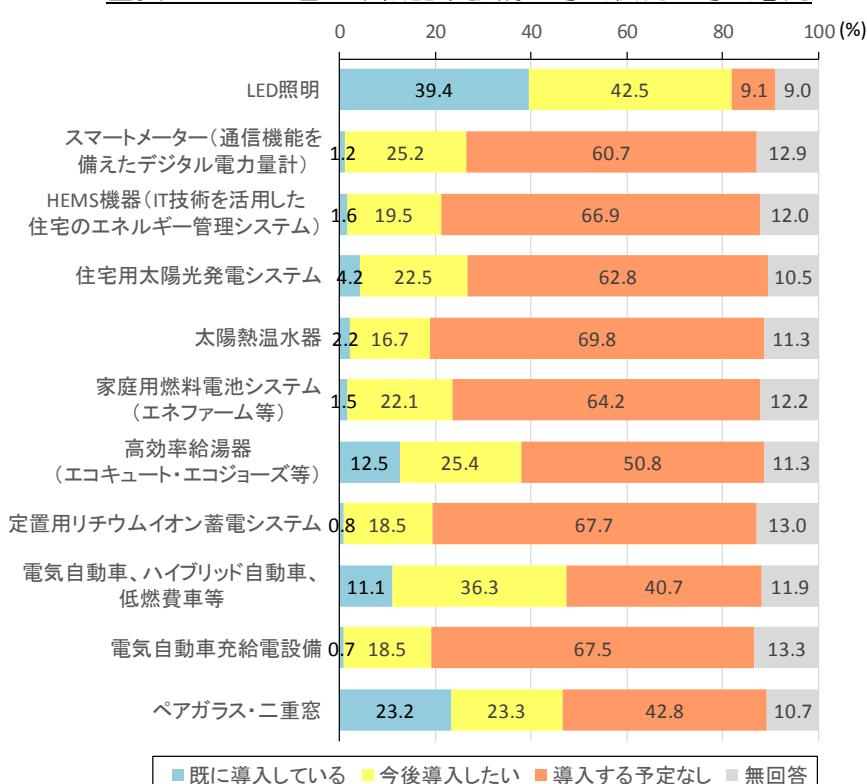
図表 2-2-3 日常生活における省エネ等の取組状況



C. 省エネ機器・設備の導入

「LED 照明」や「ペアガラス・二重窓」は、比較的、設備の導入が進んでいます。また、「高効率給湯器」や「電気自動車、ハイブリッド自動車、低燃費車等」は、今後の導入推進が期待できます。その一方で、他の設備は、今後も導入する予定がないという回答が多くなっています。

図表 2-2-4 省エネ機器や設備の導入状況・導入意向



(2) その他の関連調査

①「住宅用太陽光発電システム」補助対象者アンケート

「住宅用太陽光発電システム」の補助対象者に対して、「住宅用太陽光発電システム」の導入状況やエネルギーに関する意識などを把握することを目的として、毎年度実施している調査結果を整理しました。

A. 「住宅用太陽光発電システム」の満足度

「満足」あるいは「概ね満足」という回答が多くなっています。

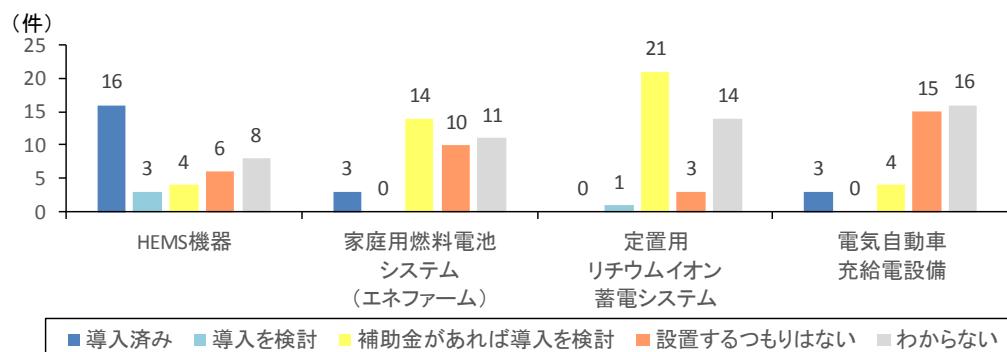
「満足」と回答した理由として、「光熱費の削減」、「蓄電を将来的に検討したいため」という回答が多くなっていました。また、「どちらでもない」、「やや不満」と回答した理由として、「設置費用の償却を考慮するとどちらともいえない」という回答がありました。

B. 「スマートエネルギー設備等導入」への意識

本市では、2014（平成26）年度から、太陽光発電システムに係る補助金を見直し、逗子市住宅用スマートエネルギー設備等導入費補助金を運用しています。

この補助金の対象となる4設備について、『HEMS機器』は、「導入済み」という回答が最も多くなっています。また、『家庭用燃料電池システム（エネファーム）』、『定置用リチウムイオン蓄電システム』は、「補助金があれば導入を検討する」という回答が最も多くなっています。また、「電気自動車充給電設備」については、「設置するつもりはない」あるいは「わからない」という回答が多くなっています。

図表2-2-6 導入費補助金による今度の設備導入の希望



②市内事業者へのヒアリング

区域施策編での施策等を検討するまでの基礎資料を得ることを目的として、2015（平成27）年度に市内の事業者に対してヒアリングを行いました。調査対象事業所は、逗子市商工会へのヒアリングの後、温室効果ガスの排出に係る特徴（業務その他部門（店舗や事務所）、運輸部門（運輸業者）からの排出量が多いなど）及び逗子市環境審議会委員であること等を考慮して選定しました。

図表 2-2-7 市内事業者へのヒアリングの概要（2015（平成27）年度）

対象事業所	業務内容	実施日	備考
(有)山上輪業	自動二輪車の販売・整備	2015（平成27）年10月1日（木）	逗子市環境審議会委員
(株)スズキヤ	小売店（スーパー）	2015（平成27）年10月20日（火）	逗子市環境審議会委員
逗子市商工会	事務所	2015（平成27）年9月7日（月）	
逗子菊池タクシー（株）	運輸業（タクシー）	2015（平成27）年10月1日（木）	
京浜急行バス（株）	運輸業（バス）	2015（平成27）年10月1日（木）	

ヒアリングを行った事業者において、省エネ・省資源など地球温暖化防止に向けた意識は高く、事業活動に際しても各種の取組（事業所へのLED照明の導入、自動車使用時のエコドライブの実践など）は既に実施されていました。また、省エネ設備機器等の導入による省エネ効果が大きいことについては理解していましたが、実際に実施するに当たっては、経済的支援を希望していました。なお、市に期待することとしては、省エネ対策の推進に際しての補助金交付、事業者のモチベーション向上のためのPR・アピールへの協力などとなっていました。

（3）調査結果のまとめ

省エネ意識についての調査の結果、市民では、省エネに対する意識は高く、日常の生活で実践可能な行動は概ね取り組んでいましたが、省エネ効果の高い設備機器の導入や住宅の省エネ化など、経済的な負担が必要となる取組に対しては、『関心はあるが実践していない』とする回答が多くなっていました。

また、事業者ヒアリングにおいても、日常の業務で実践可能な環境配慮の取組は概ね取り組んでいましたが、省エネ効果の高い設備機器の導入など、経済的な負担が必要となる取組は進んでいないとの意見がありました。

市民・事業者の双方において、省エネ設備機器の導入に関し、費用負担面への関心が高いことから、本市の補助制度のあり方を検討しつつ、省エネ設備導入のメリットや国・県などの補助制度の周知が図られるよう、本市の取組が必要です。

3 溫室効果ガスの排出状況

(1) 溫室効果ガス排出量の推移

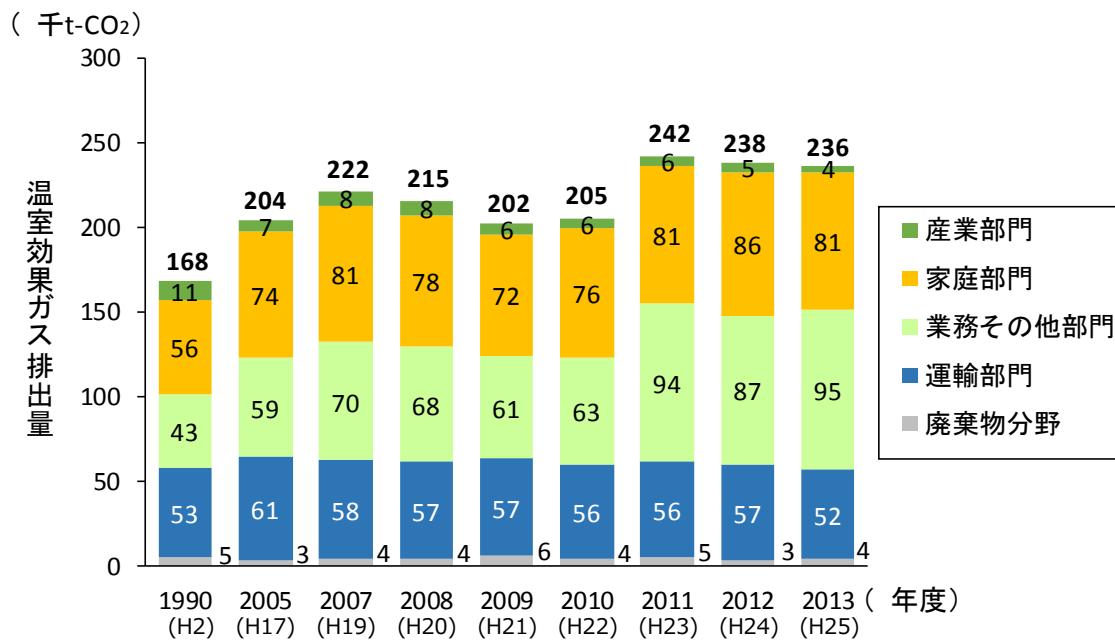
市内から排出される温室効果ガスの総排出量は、2013（平成25）年度において236千t-CO₂であり、1990（平成2）年度、2005（平成17）年度、2010（平成22）年度に対して、それぞれ40.8%、15.9%、15.4%の増加となっています。

市内から排出される温室効果ガス排出量を部門別にみると、「業務その他部門」と「家庭部門」の増加傾向が大きいことが特徴です。「業務その他部門」の2013（平成25）年度の排出量は、95千t-CO₂であり、1990（平成2）年度、2005（平成17）年度、2010（平成22）年度に対して、それぞれ120.3%、60.6%、50.4%の増加となっています。

また、「家庭部門」の2013（平成25）年度の排出量は、81千t-CO₂であり、1990（平成2）年度、2005（平成17）年度、2010（平成22）年度に対して、それぞれ45.4%、10.1%、7.2%の増加となっています。

2013（平成25）年度の温室効果ガスの排出量は、「業務その他部門」が40.1%、「家庭部門」が34.4%、「運輸部門」が22.1%となっており、これらの3部門で排出量のほとんどを占めています。

図表2-3-1 溫室効果ガス総排出量の推移

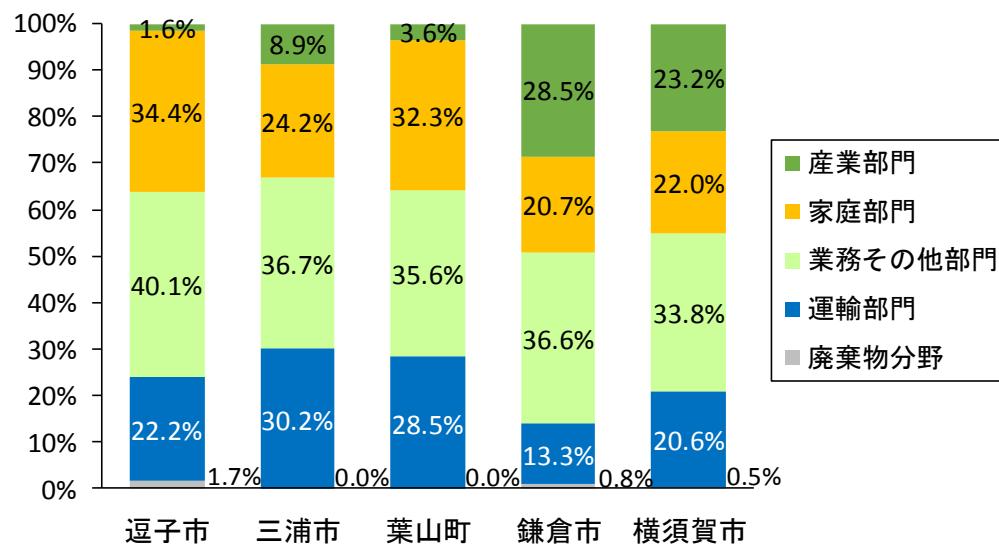


※環境省の地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定支援サイト公表値を使用して整理しました。

(2) 近隣市町との比較

逗子市と近隣市町の温室効果ガス排出量の部門ごとの割合をみると、逗子市は近隣市町と比べて、業務その他部門と家庭部門の割合が多いことが特徴となっています。

図表 2-3-2 逗子市と近隣市町の温室効果ガス排出割合の比較（2013（平成 25）年度）



※環境省の「地方公共団体における施策の計画的な推進のための手引き」(平成 26 年 2 月)に基づく簡易推計によって算出しました。

4

逗子市でのこれまでの取組

本市では、「逗子市環境基本計画」に基づき、環境の保全及びより良い環境の創出に向けて、各種の施策に取り組んできました。地球温暖化対策については、「逗子市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、省エネや節電、ごみの減量など、自らの事務事業からの温室効果ガスの排出削減に率先して努めてきました。

本市では、自らの事務事業からの環境負荷の低減（温室効果ガスの排出など）のため、市独自の環境マネジメントシステム（EMS）を運用しています。環境マネジメントシステムとは、普段から環境への配慮が行われている状態となることを実現するための仕組みであり、環境への負荷を低減し、市の職員による環境保全の取組を推進するためのものです。

この他、市内の家庭や事業所からの温室効果ガスの排出削減に向けて、太陽光発電設備や各種の省エネ機器の導入のための補助金の紹介、地球温暖化防止をテーマとする講演会や各種のイベントの開催による普及啓発・広報活動などを行っています。

5 本市の低炭素社会の構築に向けた課題

(1) 総合的な地球温暖化対策の推進

「地球温暖化対策計画」に示された国の削減目標の実現に向けて、地方公共団体は、その地域の自然的・社会的条件に応じた温室効果ガスの排出抑制等のための施策を総合的・計画的に推進することが求められています。

例えば、地域における徹底した省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利活用の促進、低炭素型の都市や地域づくりの推進、環境への負荷を抑えた循環型社会の形成、住民や事業者への情報提供と自発的な環境保全活動の促進を図ることなどが望まれています。本市において、市域から排出される温室効果ガスは増加傾向にあるため、温室効果ガスの排出削減に向けて、各種の取組に努めなければなりません。市域から排出される温室効果ガスは、家庭部門、業務その他部門、運輸部門からの排出量が多いため、これらの部門において重点的に取組を推進することが必要です。

また、温室効果ガスを効果的・効率的に削減するため、部門や分野を横断した取組、市民や市民団体・事業者・行政などの協働による取組、地域が一体となった取組を総合的に推進することが必要です。

(2) 家庭部門における取組の推進

2013（平成25）年度において、市域からの温室効果ガス排出量の約34%は、家庭部門（戸建て住宅や集合住宅など）から排出されています。家庭部門からの温室効果ガス排出量は、近年増加傾向で推移しており、本市において低炭素社会を構築するためには、家庭部門からの温室効果ガスの排出を抑制する取組を推進することが重要な課題です。また、本市では、今後、高齢化の進行や世帯構造の変化（世帯人員の減少）などに伴い、1人当たりのエネルギー消費量が増加することにより、人口減少によるエネルギー消費量の低減が相殺され、家庭部門全体での温室効果ガスの排出量が減少しない可能性があります。

2013（平成25）年度に実施した市民等意識調査の結果によると、市民の地球温暖化防止への意識は高く、エアコンや照明、家電製品の節電など、日常生活における省エネの取組については、生活習慣として既に定着していることがうかがわれます。

しかし、省エネ効果の高い設備機器の導入など、経済的な負担を伴う取組については、「関心はあるが、実践していない」市民が多くなっています。家庭において現状以上の省エネを進めるためには、市民の意識や行動の改善だけではなく、省エネ効果の高い設備機器の導入が有効であるため、バックアップ体制の構築が必要です。また、一層の省エネの推進に向けて、現在、家庭で使用されている設備機器の運用改善が望まれるため、住宅への省エネ診断や集合住宅でのエコ・チューニング※などの実施に向けた仕組みの検討が必要です。

家庭部門からの温室効果ガスの排出削減のためには、市民の経済的な負担を軽減した上で、日常的な習慣として省エネが進んでいく仕組みを構築することが望されます。

※「エコ・チューニング」とは、業務用等の建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器・システムの運用改善等を行うことです。

(3) 業務その他部門における取組の推進

2013（平成 25）年度において、市域からの温室効果ガス排出量の約 40%は、業務その他部門（事務所や店舗などの事業所）から排出されており、排出量全体に占める比率が最も高くなっています。業務その他部門からの温室効果ガス排出量は、近年増加傾向で推移しており、本市において低炭素社会を構築するためには、業務その他部門からの温室効果ガスの排出を抑制する取組を推進することが重要な課題です。また、本市での業務その他部門からの温室効果ガス排出量は、他部門と比べて増加率が高いため、市域全体からの温室効果ガス排出量の削減のためには、その他部門からの排出量の増加に歯止めをかけなければなりません。

2015（平成 27）年度に実施した市内事業者へのヒアリングの結果によると、事業者の地球温暖化防止への意識は高く、エアコンや照明、OA 機器の節電、自動車使用時のエコドライブの実践など、日常業務における省エネの取組については、定着していることが伺われます。しかし、省エネ効果の高い設備機器の導入など、経済的な負担を伴う取組については、「省エネ効果が大きいことは理解しているし、関心もあるが、実践していない」事業者が多くなっています。

事業所において現状以上の省エネを進めるためには、事業者や就業者一人ひとりの意識や行動の改善だけではなく、省エネ効果の高い設備機器の導入が有効であるため、導入を希望する事業者に対する補助金の交付など、経済的な支援を含めたバックアップ体制の構築にむけた検討が必要です。また、一層の省エネの推進に向けて、現在、事業所で使用されている設備機器の運用改善が望まれるため、事業所への省エネ診断やエコ・チューニングなどの実施に向けた仕組みの検討が必要です。

市域からの温室効果ガス排出量は、業務その他部門が最も多いため、温室効果ガスの排出削減に向けて、事業所における自主的な取組の推進が望されます。業務その他部門からの温室効果ガスの排出削減のためには、市内の事業所は中小規模の事業所が多いことを踏まえた上で、地球温暖化対策に取り組むことが、経済的な利益につながる仕組みを構築することが望されます。

(4) 運輸部門における取組の推進

2013（平成25）年度において、市域からの温室効果ガス排出量の約22%は、運輸部門（主に自動車）から排出されています。

本市においては、人口が減少しているにも関わらず、自動車登録台数が横ばいであることから、運輸部門からの温室効果ガスの排出量は減少傾向を示していません。このため、運輸部門からの温室効果ガスの排出を抑制する取組を推進することが課題です。また、本市では、市街地中心部（駅周辺部）での朝の通勤時間帯を中心とした渋滞の解消が求められています。このため、将来的にマイカーへの依存を減らし、「歩いて暮らせる」まちづくりが望まれています。

運輸部門からの温室効果ガスの排出削減のためには、これらの問題の解決に向けて、まちづくりと一体となった取組を進めていくことが求められています。このため、市民や事業者における低燃費な自動車の普及や運転時のエコドライブの実践などに向けた取組のほか、交通システム全体の改善に向けた検討が必要です。具体的には、国や県、交通事業者などとの連携のもとで、公共交通の利用促進、自転車利用の推進に向けた交通システムの構築、歩行者や自転車を優先した歩道や駐輪場の整備、電気自動車など次世代自動車の普及に向けた充電器などインフラの整備などについて、今から検討を進めていく必要があります。

第3章 計画の目標

1

温室効果ガス排出量の将来推計

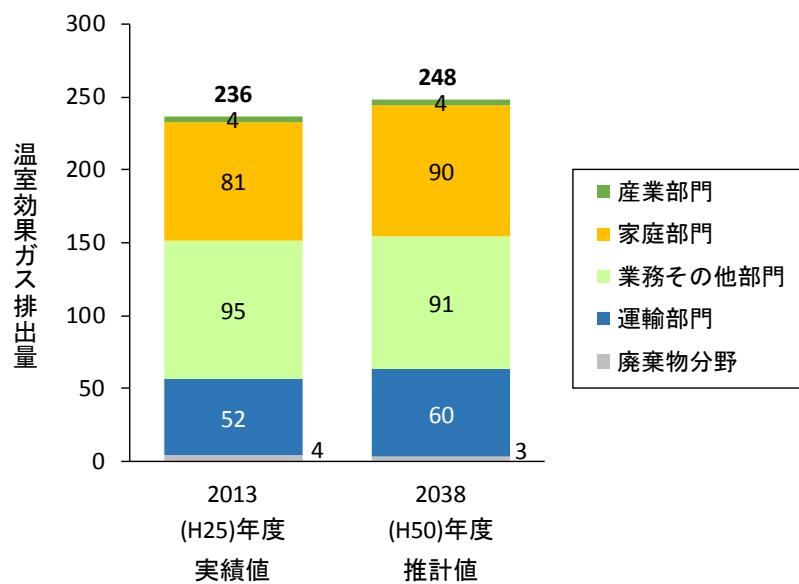
(1) 現状のまま推移した場合の温室効果ガス排出量

本計画の目標年度である2038（平成50）年度まで現状のまま推移した場合の、市内から排出される温室効果ガス排出量を推計すると、産業部門・業務その他部門・廃棄物分野はほぼ横ばいですが、家庭部門・運輸部門は増加傾向を示し、市全体としては増加傾向で推移すると予測されます。

図表3-1-1 温室効果ガス排出量の将来推計結果
単位：千t-CO₂

部 門	2013 (平成25)年度 実績値	2038 (平成50)年度 推計値
産業部門	4	4
家庭部門	81	90
業務その他部門	95	91
運輸部門	52	60
廃棄物分野	4	3
合 計	236	248

図表3-1-2 温室効果ガス排出量の将来推移
(千t-CO₂)



資料：部門別CO₂排出量の現況推計（環境省）

※環境省の「地方公共団体における施策の計画的な推進のための手引き」（平成26年2月）に基づく簡易推計によって算出しました。

産業部門は「工業センサス：製造品出荷額等」・家庭部門は「逗子市総合計画」における将来人口推計値、業務その他部門は「経済センサス」における業務系延床面積、運輸部門は「一般財団法人 自動車検査登録情報協会」の資料と「統計すし」に掲載されている自動車台数を参考値としました。これらそれぞれの動向と温室効果ガス排出量が相關するものとして仮定し、将来推計を行いました。なお、廃棄物部門については2013年の値のまま固定しています。

(2) 逗子市総合計画における目標人口達成時の温室効果ガス排出量

逗子市の人口は減少傾向にありますが、逗子市総合計画では、2038（平成 50）年度まで人口を維持する目標を掲げています。

人口は温室効果ガス排出量に大きく関係することから、人口維持の目標を達成した場合を想定した時の温室効果ガス排出量を算出しました。温室効果ガス排出量は、居住人口の影響を受ける家庭・運輸部門において増加するため、(1)の現状のまま推移した場合と比較して、2038（平成 50）年度における市全体の排出量が大きく増加しています。

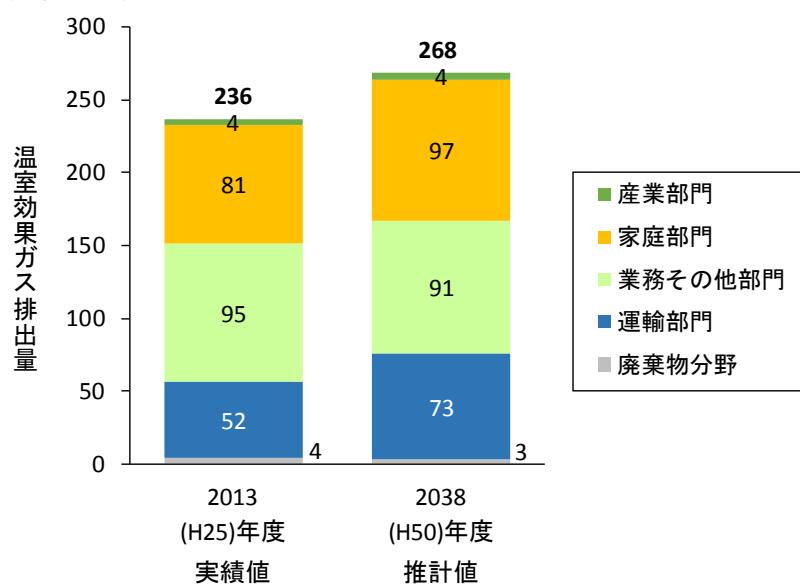
図表 3-1-3 温室効果ガス排出量の将来推計結果

単位：千t-CO₂

部 門	2013 (平成25)年度 実績値	2038 (平成50)年度 推計値
産業部門	4	4
家庭部門	81	97
業務その他部門	95	91
運輸部門	52	73
廃棄物分野	4	3
合 計	236	268

図表 3-1-4 温室効果ガス排出量の将来推移

(千t-CO₂)



資料：部門別 CO₂ 排出量の現況推計（環境省）

※環境省の「地方公共団体における施策の計画的な推進のための手引き」（平成 26 年2月）

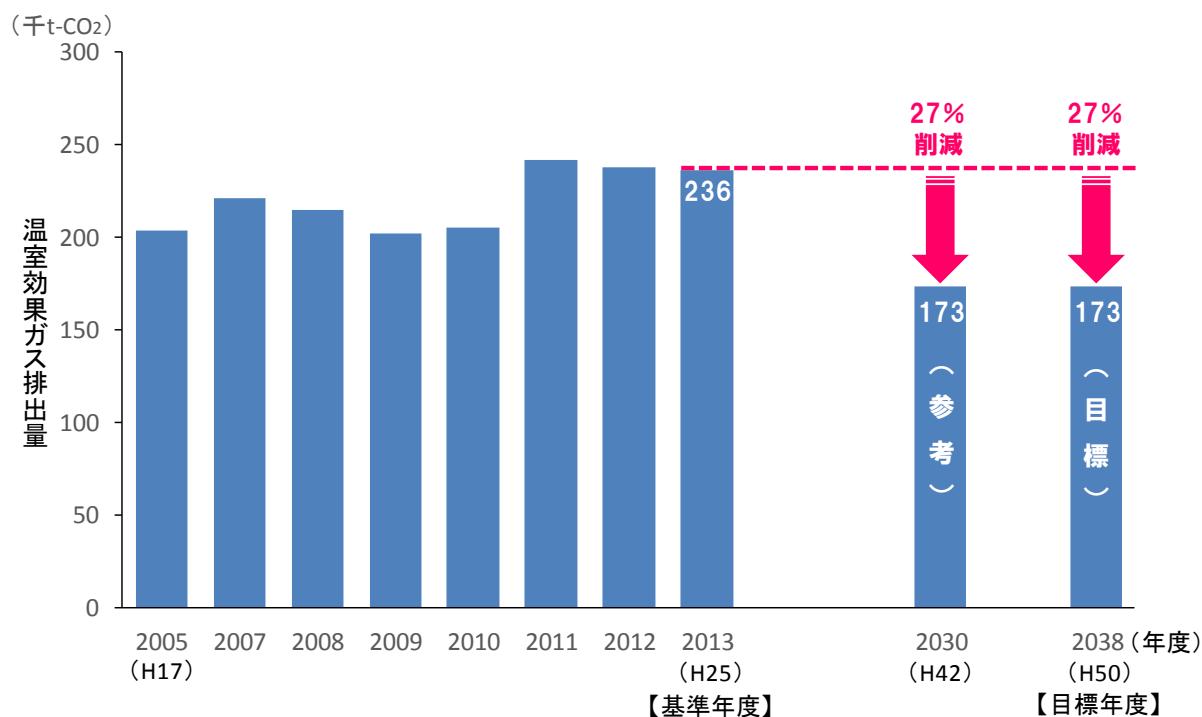
に基づく簡易推計によって算出しました。

人口と温室効果ガス排出量との関連性が大きい家庭部門と運輸部門については、逗子市総合計画に掲載されている世帯数の将来推計における推移率に対し、逗子市の 2010 年度における人口から固定した場合の値を算出して推計に用いました。

**削減
目標**

**2038（平成 50）年度において、
2013（平成 25）年度比で 27% 削減します。**

- ※1. 2030（平成 42）年度には、2013（平成 25）年度比で 27% 削減します。
- ※2. 2038（平成 50）年度（目標年度：計画期間の最終年度）における温室効果ガス排出量は 2030（平成 42）年度と同じ水準（173 千 t-CO₂）とします。



【目標設定の考え方】

本市の温室効果ガスの削減目標は、国や県の削減目標を踏まえて設定しました。参考として示した 2030（平成 42）年度における削減目標（2013（平成 25）年度比で 27% 削減）は、本市において、国や県の目標と同じ水準の削減を目指していることを示します。

✿ 国の目標：「地球温暖化対策計画」（平成 28 年 5 月）

2030（平成 42）年度に 2013（平成 25）年度比で 26.0% 削減

✿ 県の目標：「神奈川県地球温暖化対策計画 改定素案」（平成 28 年 6 月）

2030（平成 42）年度に 2013（平成 25）年度比で 27.0% 削減

目標年度である 2038（平成 50）年度における温室効果ガス排出量は、2030（平成 42）年度を超えない水準とします。

第4章 目標達成に向けた取組

1 基本方針

本市は、削減目標の実現に向けて、温室効果ガスの排出抑制のための施策を総合的に推進していきます。

このとき、市域の自然的・社会的条件や、市民や事業者の省エネ意識を考慮すると、本市で地球温暖化対策を進めるにあたり、以下の事項について考慮する必要があります。

- ①逗子市における温室効果ガス排出量は、業務その他部門が最も多いため、事業所における自主的な取組の推進が望まれること
- ②特別に意識することなく、「日常的な習慣」として省エネの取組が進む仕組みづくりが望まれること
- ③地球温暖化対策に取り組むことが、経済的な利益につながる仕組みづくりが望まれること
- ④高齢化対策として「歩いて暮らせる」まちづくりが望まれること
- ⑤市街地中心部（駅周辺）での交通渋滞の解消に向けて、マイカーへの依存を減らすことが望まれること

これを受け、本計画では以下の3つの基本方針を定めます。

基本方針1 意識の変革と行動の実践

市民や事業者が自ら地球温暖化対策に取り組んでいくよう意識を変革するとともに、地球温暖化に資するライフスタイルやビジネススタイルを率先して実践できる仕組みづくりを進めます。

基本方針2 環境と経済の好循環の実現

地球温暖化対策と合わせて、地域における現状の問題点を解決し、地域を活性化できる取組を推進することにより、環境と経済の好循環の実現を進めます。

基本方針3 「歩いて暮らせる」まちづくりの推進

再生可能エネルギーの利用促進とともに、マイカーへの依存を抑えた、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを進め、新しい時代にふさわしい『人と環境にやさしいまち』を目指します。

2

施策体系

本計画の基本方針と施策体系（具体的な施策）を以下に示します。

【基本方針1】 意識の変革と行動の実践	【基本方針2】 環境と経済の好循環の実現	【基本方針3】 「歩いて暮らせる」まちづくりの推進
市民や事業者が、自ら地球温暖化対策に取り組んでいくよう意識を変革するとともに、地球温暖化に資するライフスタイルやビジネススタイルを率先して実践できる仕組みづくりを進めます。	地球温暖化対策と合わせて地域における現状の問題点を解決し、地域を活性化できる取組を推進することにより、環境と経済の好循環の実現を進めます。	再生可能エネルギーの利用促進とともに、マイカーへの依存を抑えた、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりを進め、新しい時代にふさわしい『人と環境にやさしいまち』を目指します。



【具体的な施策】

地域特性に応じた取組	
1. 再生可能エネルギーの利用促進	環境基本計画「行動等指針」での『スマートエネルギー普及促進事業』
2. 省エネ機器、エネルギー高度利用技術の導入	
3. 家庭や事業所での省エネ行動の促進	環境基本計画「行動等指針」での『環境パートナーシップ推進事業』
4. 環境教育の推進	
5. 連携・協働のしくみづくり	

他の個別計画と連携した取組

- 家庭や事業所でのごみの削減
- 環境への負荷を抑えた交通施策の推進
- みどりの保全と創出

3 地域特性に応じた取組

本市は、市の地域特性に応じた温室効果ガスの排出抑制のための施策を推進します。

このとき、地域の事情を踏まえ、創意工夫を心掛けます。また、地域の事業者・市民との協力・連携の確保に留意しつつ、公共施設等の総合管理やまちづくりの推進により、地域全体での省エネルギーの徹底推進を図るとともに、再生可能エネルギーの最大限の導入・活用を目指します。

1 再生可能エネルギーの利用促進

①再生可能エネルギーの導入推進

○再生可能エネルギー利用設備の導入推進

- ・太陽光発電設備の設置に関する普及啓発を継続します。
- ・公共施設や学校の屋上・敷地などへの太陽光発電設備の率先導入を推進します。
- ・災害時の防災拠点（避難場所等）となりうる施設への太陽光発電設備の導入を推進します。
- ・地域特性を踏まえた多様な再生可能エネルギーの導入によるエネルギーの地産地消に向けた検討を継続します。



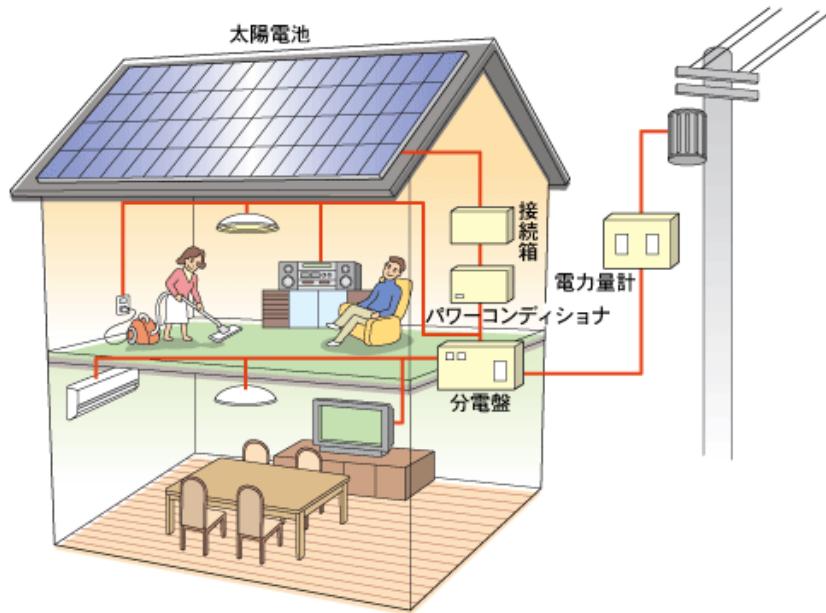
- 住宅や事業所への太陽光発電設備の導入を推進します。

○再生可能エネルギーの利用推進に向けた仕組みの構築

- ・家庭や事業所における先進的な再生可能エネルギーの設置事例の紹介、再生可能エネルギーの導入に向けた国や県の補助金の情報などを示したプラットフォームを整備し、わかりやすく情報発信するなど、市民へのサービスを向上させます。
- ・市民や市内の事業者の出資による太陽光発電の事業化などについて、検討を継続します（市民ファンドによる市民共同の発電所など）。

図表 4-3-1 太陽光発電設備の概要

【太陽光発電設備設置のイメージ】



太陽光発電は、再生可能エネルギーの中でも特に潜在的な利用可能量が多く、エネルギー自給率の低い我が国の国産エネルギーとして重要な位置を占める可能性があります。

太陽光発電システムを設置することにより、火力発電所から排出される CO₂ の削減と、そこで消費される原油量の節約が可能となります。

例えば 10kW の太陽光発電システムを設置した場合、全国平均で年間約 10,000kWh の発電量が期待でき、これは原油消費削減量としては年間約 2,270 ℥、CO₂ 排出削減量としては年間 **5.04t-CO₂** となります。

資料：一般社団法人 太陽光発電協会

②分散型電源などの導入推進

○ガスコージェネレーションの導入推進

- ・エネルギー効率が高く、発電出力が安定しているガスコージェネレーションの導入を拡大するため、家庭や事業所に対する普及啓発を継続します。また、各種のサポート体制の整備を検討します。

○蓄電池の導入推進

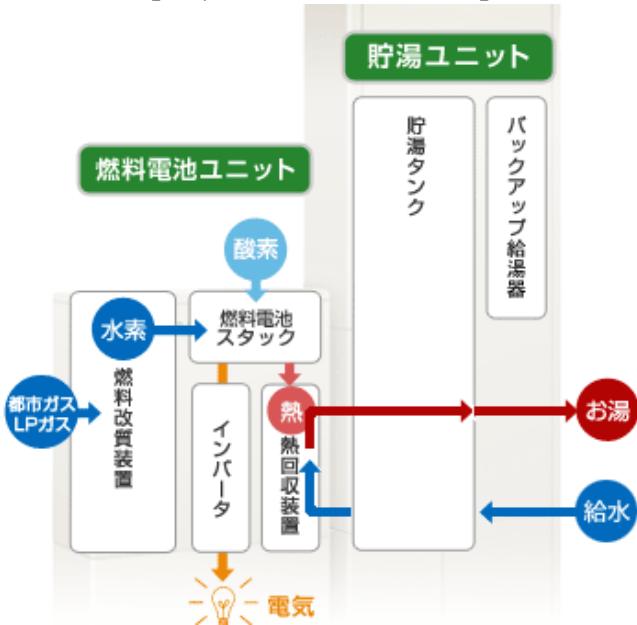
- ・蓄電池は、再生可能エネルギーの不安定な発電出力を補完することで、再生可能エネルギーの導入促進につながるため、定置型の蓄電池の導入支援に取り組みます。
- ・蓄電池を搭載した電気自動車（EV）の導入を促進するため、国や県、関係団体などと連携して、補助制度の活用のPRや普及啓発などを行います。

○水素エネルギーの導入検討

- ・国や県などと連携して、燃料電池自動車（FCV）の普及に取り組みます。
- ・家庭用燃料電池（エネファーム）の普及に向けた意識啓発・広報などを継続します。

図表 4-3-2 家庭用燃料電池（エネファーム）の概要

【エネファームのイメージ】



環境省の報告によると、業務その他部門と家庭部門からの温室効果ガス排出量は、冷暖房の他、給湯器の使用に伴うものが多いと報告されています。このため、本市でも、温室効果ガスの削減に向けて、高効率給湯器の普及を推進しています。

「エネファーム」とは、家庭用燃料電池コーチェネレーションシステムの愛称であり、①発電ユニット、②貯湯ユニットの2つのユニットで構成されます。

発電ユニットでは、都市ガスや LP ガスから水素を取り出し、空気中の酸素と反応させることで発電し、その時に発生する熱を利用してお湯を作ります。作られた電気は家のどこでも使用できます。

貯湯ユニットでは燃料電池ユニットで作ったお湯を貯めておき、家庭でのほとんどの給湯需要を賄うことができます。

エネファームは、エネルギーを発電（電気）と発熱（給湯）に、ムダなく利用するため、従来のシステムに比べて、エネルギーを無駄なく有効活用できます。

従来のシステムによる発電の場合、エネルギー利用効率は 40%未満であり、60%以上は送電ロスや未利用排熱として家庭に届く前に失われてしまいます。これに対し、エネファームを設置して家庭で発電すれば、発電時の熱をお湯として使うことができ、送電ロスもないため、最初にあったエネルギーの 70%以上を有効に使うことができます。これに伴い、電気代とガス代のトータル光熱費を大幅に節約できます。

また、エネファームを使用している一般的な家庭での CO₂ 排出量を従来のシステムで賄った場合と比較すると、その差は年間約 1.3 トンと試算されており、家庭から排出される CO₂ を大幅に削減できます。

*総合計画におけるリーディング事業及び、環境基本計画（及び同計画の行動等指針）において示されている事業で、本計画の事業に位置付けるもの

事業名	スマートエネルギー普及促進事業	所管名	環境管理課
事業概要	<p>目的：「第二次逗子市環境基本計画」に基づき、温室効果ガス排出量削減に向けた取り組みを進める。</p> <p>対象：市民等</p> <p>手段：省エネルギー型設備、再生可能エネルギー設備等の温室効果ガス排出量の少ない設備の導入に係る費用に対し補助金を交付する。</p>		
主な事業内容			
	2015（平成27）年度 ～2018（平成30）年度	2019（平成31）年度 ～2022（平成34）年度	
○住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金制度の運用 ○新たなスマートエネルギー設備等導入支援に係る検討 ○新たなスマートエネルギー設備等導入支援に係る補助金制度運用		○新たなスマートエネルギー設備等導入支援に係る補助金制度運用	
目標 【2018（平成30）年度】 「第二次逗子市環境基本計画」に基づく新たなスマートエネルギー設備等導入支援の補助金制度が運用されている。	現状 【2013（平成25）年度末】 計画を策定していない。		
目標 【2022年（平成34年）度】 「第二次逗子市環境基本計画」に基づく新たなスマートエネルギー設備等導入支援の補助金制度の利用件数が目標を達成している。	現状 【2013（平成25）年度末】 計画を策定していない。		

2 省エネ機器、エネルギー高度利用技術の導入

①住宅の省エネルギー化

○ZEHの普及推進

- 市内におけるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH^{*1}）の導入促進や普及啓発などを国や県などと連携して行います。

※1. 電力系統などに頼らないエネルギー自立型の住宅の実現を図るため、省エネルギーと創エネルギー等により年間の一次エネルギー消費量を正味でゼロにする住宅。

○HEMSの導入推進

- 市民や住宅建設事業者・住宅販売事業者などに対するHEMS^{*1}の普及啓発などを行います。

※1. Home Energy Management System の略。

家庭でのエネルギー消費状況を監視し、解析するシステムのこと。設置されている機器の運転制御や評価を表示するシステムもある。

○環境に配慮した住宅の普及

- 家庭での冷暖房で使用されるエネルギー消費量の削減に向けて、高断熱・高気密など、省エネルギー性能の高い住宅の普及・啓発に努めます
- 環境に配慮した住宅の整備の促進に向けて、「環境共生住宅認定制度^{*1}」などについて、市民や事業者等への普及を図ります。

※1. 「地球環境を保全するという観点から、エネルギー・資源・廃棄物などの面で充分な配慮がなされ、また周辺の自然環境と親密に美しく調和し、住み手が主体的に係りながら、健康で快適に生活できるよう工夫された住宅、およびその地域環境」と定義され、一般財団法人 建築環境・省エネルギー機構が認定。

②家庭における省エネ機器の導入

○省エネ性能に優れた家電製品や設備機器の普及

- 省エネ性能に優れた家電製品や高効率な給湯設備などの取替え、家庭用燃料電池（エネファーム）などの導入について普及啓発を行います。
- 設備機器の更新による省エネ効果が高い冷蔵庫・エアコンについて、国や県と連携し、取替えの促進に向けて広報・PRを行います。



●省エネ性能に優れた家電製品の導入に向けた普及啓発を推進します。

③業務用建築物の省エネルギー化

○ZEBの普及推進

- ・市内におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB^{※1}）の導入促進や普及啓発などを国や県などと連携して行います。

※1. 電力系統などに頼らないエネルギー自立型の建築物の実現を図るため、省エネルギーと創エネルギー等により年間の一次エネルギー消費量を正味でゼロにする建築物。

○BEMSの導入推進

- ・事業者やビル管理者などに対するBEMS^{※1}の導入促進や普及啓発などを国や県などと連携して行います。

※1. Building Energy Management System の略。

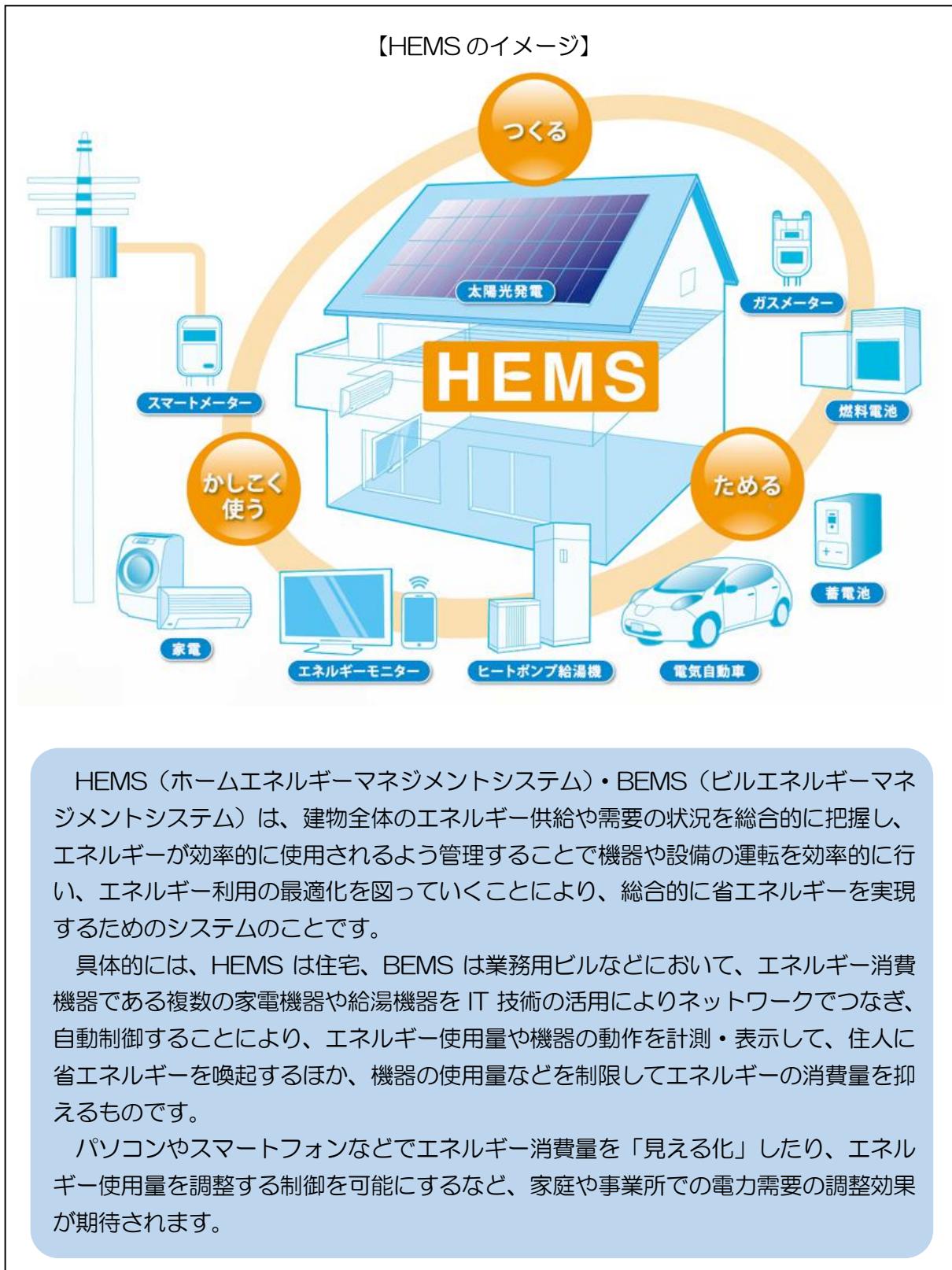
ビルのエネルギー消費状況を監視し、解析するシステムのこと。設置されている機器の運転制御や評価を表示するシステムもある。

④事業所における省エネ機器の導入

○設備や機器の高効率化の推進

- ・高効率照明機器（LED 照明等）などのPRなどにより、事業系ビルや店舗などの設備の高効率化を推進します。

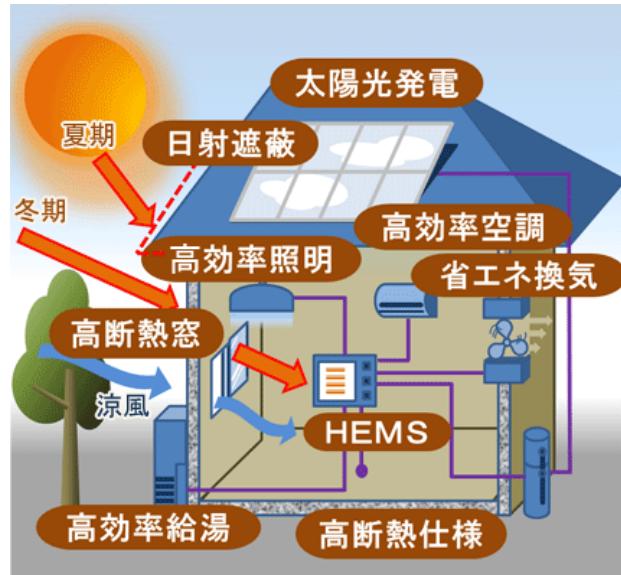
図表 4-3-4 HEMS・BEMS の概要



資料：経済産業省

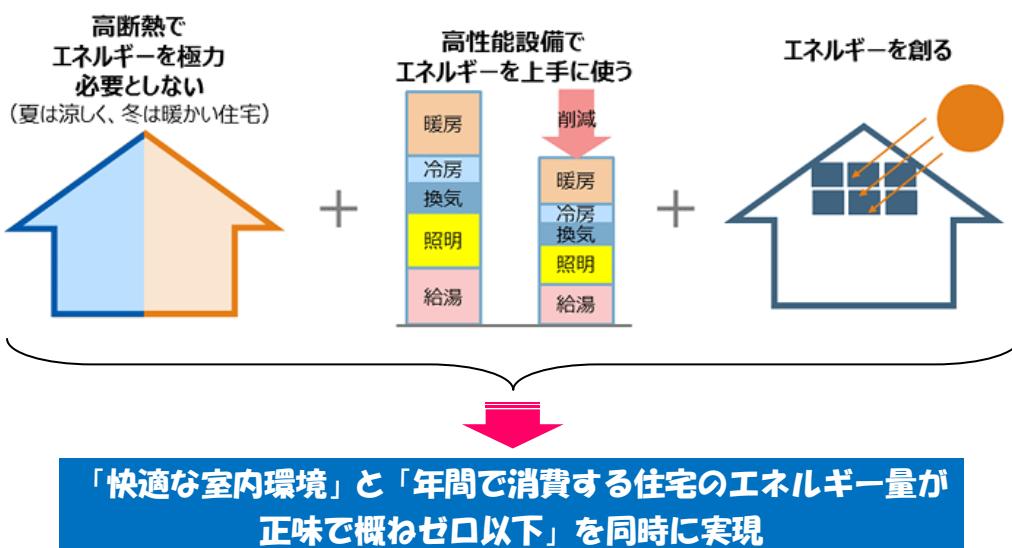
図表 4-3-5 ZEH・ZEBの概要

【ZEHのイメージ】



ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）は、室内外の環境品質を低下させることなく、自然エネルギーの利用や高い断熱性能と高効率設備による可能な限りの省エネルギー化と再生可能エネルギーの導入により、年間での一次エネルギー消費量が正味でゼロ又は概ねゼロとなる住宅、建築物のことであり、家庭部門、業務その他部門におけるエネルギー需給の抜本的改善に資するものです。

ZEH の仕組み



資料：経済産業省

*総合計画におけるリーディング事業及び、環境基本計画（及び同計画の行動等指針）において示されている事業で、本計画の事業に位置付けるもの

事業名	スマートエネルギー普及促進事業（再掲）	所管名	環境管理課
事業概要	<p>目的：「第二次逗子市環境基本計画」に基づき、温室効果ガス排出量削減に向けた取り組みを進める。</p> <p>対象：市民等</p> <p>手段：省エネルギー型設備、再生可能エネルギー設備等の温室効果ガス排出量の少ない設備の導入に係る費用に対し補助金を交付する。</p>		
主な事業内容			
	2015（平成27）年度 ～2018（平成30）年度	2019（平成31）年度 ～2022（平成34）年度	
○住宅用スマートエネルギー設備導入費補助金制度の運用 ○新たなスマートエネルギー設備等導入支援に係る検討 ○新たなスマートエネルギー設備等導入支援に係る補助金制度運用		○新たなスマートエネルギー設備等導入支援に係る補助金制度運用	
目標 【2018（平成30）年度】 「第二次逗子市環境基本計画」に基づく新たなスマートエネルギー設備等導入支援の補助金制度が運用されている。		現状 【2013（平成25）年度末】 計画を策定していない。	
目標 【2022年（平成34年）度】 「第二次逗子市環境基本計画」に基づく新たなスマートエネルギー設備等導入支援の補助金制度の利用件数が目標を達成している。		現状 【2013（平成25）年度末】 計画を策定していない。	

3 家庭や事業所での省エネ行動の促進

①低炭素型のライフスタイルの促進

○家庭における省エネ実践の促進

- ・市内で活動する団体やNPOなどと連携して、市民に対して省エネに関するアドバイスなどを行うことにより、家庭における省エネの実践を促進します。

○家庭における取組事例等の紹介

- ・家庭における省エネの取組の事例紹介、国や県の補助金や助成制度の情報などを示したプラットフォームを整備し、わかりやすく情報発信するなど、市民へのサービスを向上させます。

○家庭でのエネルギー消費量の見える化の促進

- ・家庭における電気やガスなど、エネルギー消費に伴う CO₂ 排出量を把握しやすくなるよう「見える化」するため、環境家計簿の普及を推進します。合わせて、小型電力量計（ワットアワーメーター）の活用を推進します。

○CO₂ 排出量の少ない商品・サービスを選択するための方法の周知

- ・国や県と連携し、CO₂ 排出量の「見える化」を推進します。

②事業所における省エネ対策の促進

○中小事業者への情報提供、支援体制の充実

- ・事業所における省エネの取組の事例紹介、国や県の補助金や助成制度の情報などを示したプラットフォームを整備し、わかりやすく情報発信するなど、市内の事業者へのサービスを向上させます。
- ・省エネ診断やエコ・チューニングの効果のPRなど、中小事業者への省エネ診断やエコ・チューニングの普及に取り組みます。

③地球温暖化に配慮したサービスの提供

○商品やサービスの提供における配慮

- ・サービス業へのシフトやビジネススタイルの多様化に伴う営業時間の長時間化などが、業務その他部門におけるエネルギー使用量の増加の一因と考えられるため、事業者との連携・協力の下で、深夜営業や24時間営業の際の省電力化など、環境負荷の低減に向けた取組を検討します。
- ・事業者との連携により、クールビズ・ウォームビズ、冷暖房温度の見直しと管理の徹底、ライトダウンのキャンペーンへの参加など、地球温暖化の防止に配慮した事業活動を促します。

○グリーン購入の推進

- ・市民や事業者へのグリーン購入^{*1}の普及啓発を継続します。
※1. 物品の購入に際して、環境への負荷の少ないものを優先すること。
- ・市が自らグリーン購入を率先実行することで、市民や事業者におけるグリーン購入の普及を促します。



- 夏季のクールビズ・冬季のウォームビズを徹底します。

④市民や事業者の取組の顕彰

○優れた取組に対する顕彰

- ・市民や団体における優れた取組や模範的な取組を顕彰します。
- ・地球温暖化防止に向けた新たな技術の開発やサービスを提供した事業者を顕彰します。また、市の広報誌などを通して、積極的に周知・PRを図ります。

*環境基本計画（及び同計画の行動等指針）において示されている事業で、本計画の事業に位置付けるもの

事業名	環境パートナーシップ推進事業	所管名	環境管理課
事業概要	<p>目的：逗子市環境基本計画・行動等指針の推進、計画目標の実現のために、市民、事業者、市が主体的に、又は協働による具体的な行動を実行する。また、次世代を担う子どもたちに自然環境を保全することへの関心を高める。</p> <p>対象：市民、事業者</p> <p>手段：逗子市環境基本計画・行動等指針などに基づく施策の実践、活動支援を行うため、意識啓発イベント、自然観察会。</p>		
主な事業内容			
	2015（平成 27）年度 ～2018（平成 30）年度	2019（平成 31）年度 ～2022（平成 34）年度	
○かんきょう連続講演会の実施 ○環境月間イベントの開催 ○出前授業の講師派遣 ○自然観察会開催		○かんきょう連続講演会の実施 ○環境月間イベントの開催 ○出前授業の講師派遣 ○自然観察会開催	
目 標 【2018（平成 30）年度】		現 状 【2014（平成 26）年度末】	
○市民団体による自然体験学習の参加者が年に約 150 人になる。 ○市民団体等により実施する出前授業が各学校にて行われる。		○約 100 人 ○340 人（累計）	
目 標 【2022 年（平成 34 年）度】		現 状 【2014（平成 26）年度末】	
○市民団体による自然体験学習の参加者が年に約 200 人になる。 ○市民団体等により実施する出前授業が各学校にて行われる。		○約 100 人 ○340 人（累計）	

4 環境教育の推進

①学校における環境教育の推進

○環境教育の推進、内容の充実など

- ・今後も市内の小中学校で、地球温暖化問題や環境・エネルギー問題についての環境教育を推進し、より良い環境の創出に向けて自らの考え方、行動できる人材を育成します。
- ・地球温暖化などの環境問題に対する意識啓発と行動の実践を目的として、各種のコンクールなどを開催します。
- ・事業者や学識経験者、NPOなどと連携・協働し、地球温暖化問題や環境・エネルギー問題に関して豊富な知識・経験を有する講師を学校に派遣します。
- ・地球温暖化問題や環境・エネルギー問題に関する学習教材を提供し、学校における環境教育の推進を支援します。

②地域における環境教育の推進

○環境教育の推進、PRの強化など

- ・環境教育や環境関連のイベントに多くの参加者が集まるよう、市民や事業者への広報・PRに努めます。
- ・市民や事業者のニーズを正しく把握するよう、情報収集に努めます。
- ・市民や事業者のニーズに的確に対応できる環境学習の内容・プログラムを検討します。
- ・環境教育の充実に向けて、市民、事業者などと協働を推進します。
- ・公共施設などで、より充実した環境学習を行うことができるよう検討を進めます。
- ・環境に関する講演会やセミナーなどを開催する団体に対して、環境学習施設・機器の貸し出しなどを検討します。

③地域活動のリーダーなど人材の育成

○環境教育を支えるリーダーの育成

- ・地域において、地球温暖化対策の推進に向けて具体的な取組を推進していくためのリーダーや専門的な知識を有する人材の育成を図ります。

*環境基本計画（及び同計画の行動等指針）において示されている事業で、本計画の事業に位置付けるもの

事業名	環境パートナーシップ推進事業（再掲）	所管名	環境管理課
事業概要	<p>目的：逗子市環境基本計画・行動等指針の推進、計画目標の実現のために、市民、事業者、市が主体的に、又は協働による具体的な行動を実行する。また、次世代を担う子どもたちに自然環境を保全することへの関心を高める。</p> <p>対象：市民、事業者</p> <p>手段：逗子市環境基本計画・行動等指針などに基づく施策の実践、活動支援を行うため、意識啓発イベント、自然観察会。</p>		
主な事業内容			
2015（平成 27）年度 ～2018（平成 30）年度		2019（平成 31）年度 ～2022（平成 34）年度	
<input type="checkbox"/> かんきょう連続講演会の実施 <input type="checkbox"/> 環境月間イベントの開催 <input type="checkbox"/> 出前授業の講師派遣 <input type="checkbox"/> 自然観察会開催		<input type="checkbox"/> かんきょう連続講演会の実施 <input type="checkbox"/> 環境月間イベントの開催 <input type="checkbox"/> 出前授業の講師派遣 <input type="checkbox"/> 自然観察会開催	
目標 【2018（平成 30）年度】		現状 【2014（平成 26）年度末】	
<input type="checkbox"/> 市民団体による自然体験学習の参加者が年に約 150 人になる。 <input type="checkbox"/> 市民団体等により実施する出前授業が各学校にて行われる。		<input type="checkbox"/> 約 100 人 <input type="checkbox"/> 340 人（累計）	
目標 【2022 年（平成 34 年）度】		現状 【2014（平成 26）年度末】	
<input type="checkbox"/> 市民団体による自然体験学習の参加者が年に約 200 人になる。 <input type="checkbox"/> 市民団体等により実施する出前授業が各学校にて行われる。		<input type="checkbox"/> 約 100 人 <input type="checkbox"/> 340 人（累計）	

5 連携・協働のしくみづくり

①県などとの連携

○神奈川県との連携

- ・県の「神奈川県中小企業制度融資」のPRにより、中小事業所の地球温暖化対策（省エネ設備等の導入）の普及啓発を行います。
- ・県の条例に基づく「事業活動温暖化対策計画書制度^{*1}」や「建築物温暖化対策計画書制度^{*2}」が確実に行われるよう、市内の事業者への広報・啓発等を行います。
※1. 一定規模以上の事業活動を行う事業者に対し、温室効果ガスの自主的な削減目標や削減対策等を記載した計画書の提出を義務づける制度。
※2. 大規模な建築物の新築又は増改築を行う建築主に対し、建築物に係る地球温暖化対策の措置及びその評価等を記載した計画書の提出を義務づける制度。
- ・県の「マイエコ10（てん）宣言^{*3}」の普及啓発を行います。
※3. 地球温暖化問題に関する意識を高め、県民一人ひとりのライフスタイルの転換を促すきっかけとするため、個人や団体が取り組む内容（10項目）を自ら宣言し、実践するもの。

○神奈川県地球温暖化防止活動推進センター等との連携

- ・連携を促進することにより、情報交換や最新の知見の収集などに取り組みます。

○県内の中小企業支援団体等との連携

- ・中小事業所における省エネ対策や環境認証の取得などを支援します。
- ・中小事業者からの相談への体制を構築します。

②近隣自治体との連携

○近隣自治体との連携

- ・本市だけでは対応できない事業については、近隣自治体と連携しながら地球温暖化対策を推進します。
- ・近隣自治体と連携・協力を進めることで、より効果的・効率的に地球温暖化対策を展開します。

③事業者との連携によるフロン対策の推進

○フロン排出抑制法の適正運用

- ・「フロン排出抑制法」に基づき、国、県と連携して、製品の冷媒として使用されているフロン類の適正管理を推進します。

○自動車リサイクル法の適正運用

- ・「自動車リサイクル法」に基づき、国、県と連携して、自動車のエアコン冷媒として使用されたフロン類の適正な方法による回収・破壊を推進します。

4 他の個別計画と連携した取組

市域からの温室効果ガスの排出削減に当たっては、省エネの徹底や再生可能エネルギーの利用促進のほか、環境への負荷を抑えた循環型社会の形成、低炭素型の都市・地域づくりの推進、吸収源としての森林・緑地の保全などが有効です。

これらの分野の施策については、他の個別計画（「逗子市一般廃棄物処理基本計画」、「逗子市歩行者と自転車を優先するまちアクションプラン」など）と連携し、効果的に推進・展開していきます。

1 家庭や事業所でのごみの削減

①家庭でのごみの削減

○家庭でのごみの発生・排出抑制

- ・7R^{*1}の推進など、家庭でのごみの発生・排出抑制に向けた意識啓発を継続します。

※1. ごみになるものを買わない、ものを大切に使う、不要となったものを資源として活かすなどの取組を表すリデュース（発生・排出抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の略称である3Rに加え、本市では、リフューズ（断る）、リフォーム（形を変える）、リペア（修理する）、レンタル（借りる）を加えた「7R」として取組を推進中。

- ・生ごみの減量化を進めるため、家庭用生ごみ処理容器などの一層の普及を図ります。

○資源の再生利用、有効活用

- ・市民の資源の分別排出の徹底に向けた意識の向上、行動の改善を図ります。
- ・資源回収量の増加、資源化率の向上のための検討を継続します。



●ごみを出さないライフスタイルの実践を推進します。



●家庭用生ごみ処理容器などの普及を図ります。

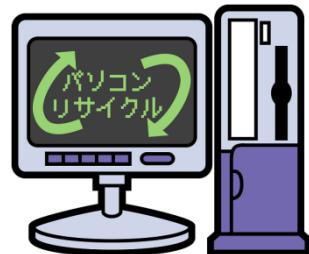


●資源の分別排出の徹底を図ります。

②事業所でのごみの削減

○事業系ごみの減量化

- ・事業系ごみの減量、食品リサイクルの推進に向けた意識の向上、行動の改善を図ります。
- ・事業系ごみの減量化に向けて、適正な手数料の水準になるよう、適切な時期に見直しを図ります。
- ・公共施設、公共事業から発生するごみの発生・排出抑制を図ります。



●事業系ごみの減量に向けて、適正なリサイクルを推進します。

○資源の再生利用、有効活用

- ・事業所での資源の分別排出の徹底に向けた意識の向上、行動の改善を図ります。
- ・OA用紙の資源化推進などに向けた資源回収業者の紹介など、適正な資源化を促進します。
- ・公共施設、公共事業から発生する資源ごみの分別排出の徹底を図ります。



●事業系古紙(OA用紙)の資源化を推進します。

③ごみの適正処理

○ごみの適正処理の継続

- ・「逗子市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、各種の施策を展開することで、ごみ処理に伴う環境負荷の低減に努めます。
- ・排出されたごみの適正な処理を継続していくため、環境クリーンセンターの各処理施設を計画的に修理・更新し、適切な維持管理に努めます。
- ・より適切なごみ収集方法、より効率的な処理方法の検討を継続します。

2 環境への負荷を抑えた交通施策の推進

①次世代自動車の普及拡大

○次世代自動車の普及に向けた各種の支援

- ・環境性能に優れ、エネルギー効率が高い電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）について、普及・啓発に取り組みます。
- ・次世代自動車への市民や事業者の関心を高めるため、イベントでの展示や公用車での率先導入など、様々な事業に取り組みます。



- 次世代自動車の普及に向けた普及・啓発などを推進します。

②エコドライブの推進

○エコドライブの普及

- ・市民や事業者へのエコドライブの実践に向けた広報・啓発を継続します。
- ・エコドライブの一層の普及に向けて、事業者や関係団体等と連携して、エコドライブの講習会などを行います。



- 自家用車の使用抑制に向けて、各種の取組を推進します。

③公共交通機関や自転車の利用促進

○公共交通機関の利便性の向上

- ・既存の交通網や交通結節点を活かした利便性の高い公共交通の構築について検討を継続します。
- ・高齢者の増加を踏まえ、自動車利用から公共交通利用への転換がスムーズに進むよう、公共交通の利便性の向上を進めます。



- 公共交通機関の利用推進に向けて、各種の取組を推進します。

○自転車利用の推進、自家用車の使用抑制

- ・自転車利用の推進に努めます。
- ・自家用車から自転車への転換に向けて、市民への広報・啓発を継続します。
- ・ノーマイカーデーの設置やカーシェアリングの実践など、自家用車の使用抑制に向けて、事業者への協力を要請します。



- 自家用車から自転車への転換に向けて、各種の取組を推進します。

④交通流の円滑化

○渋滞の原因の調査

- ・市内の渋滞の原因について調査し、交通流の円滑化を図ります。

図表 4-3-6 「エコドライブ 10 のすすめ」の概要

①ふんわりアクセル『eスタート』
やさしい発進を心がけるだけで、10%程度燃費が改善します。焦らず、穏やかな発進は、安全運転にもつながります。



②車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転

車間距離が短くなり、一定の速度で走ることができなくなると、市街地では2%程度、郊外では6%程度も燃費が悪化します。

③減速時は早めにアクセルを離そう

早めにアクセルから足を離し、エンジンブレーキを積極的に使うことで、2%程度燃費が改善します。

④エアコンの使用は適切に

例えば、車内の温度設定を外気と同じ25°Cに設定した場合、エアコンスイッチをONにしたままだと12%程度燃費が悪化します。

⑤ムダなアイドリングはやめよう

10分間のアイドリング（エアコンOFFの場合）で、130cc程度の燃料を消費します。現在の乗用車では基本的に暖機運転は不要です。

⑥渋滞を避け、余裕をもって出発しよう

道路交通情報をチェックして渋滞を避けねば燃費と時間の節約になります。例えば、1時間のドライブで道に迷い、10分間余計に走行すると17%程度燃料消費量が増加します。

⑦タイヤの空気圧から始める点検・整備

タイヤの空気圧が適正値より不足すると、市街地で2%程度、郊外で4%程度燃費が悪化します。

⑧不要な荷物はおろそう

車の燃費は、荷物の重さに大きく影響されます。例えば、100kgの荷物を載せて走ると、3%程度も燃費が悪化します。

⑨走行の妨げとなる駐車はやめよう

交差点付近など交通の妨げになる場所での駐車は、渋滞をもたらします。迷惑駐車は、他の車の燃費を悪化させるばかりか、交通事故の原因にもなります。

⑩自分の燃費を把握しよう

自分の車の燃費を把握することを習慣にしましょう。日々の燃費を把握すると、自分のエコドライブ*効果が実感できます。

エコドライブには、特別な知識も、高度な技術も必要ありません。大切なことは、思いやりの気持ちを常に持ち続けること、環境に、人にやさしい運転を積み重ねていくことです。

具体的には、交通ルールや運転マナーを守ることは省エネルギーにつながります。急発進・急加速は急激な燃料消費につながるばかりでなく、重大な事故の原因ともなります。空ぶかしは歩行者や沿道部の居住者への迷惑行為であると同時に燃料の無駄づかいです。迷惑駐車は渋滞の原因となり、渋滞は燃料の浪費につながります。

上記に示した「エコドライブ 10 のすすめ」を念頭に置いてエコドライブに努め、自動車から排出される温室効果ガスの量の削減に協力しましょう。

*平成15年度に警察庁、経済産業省、国土交通省、環境省で組織された「エコドライブ普及連絡会」では、数あるエコドライブの取り組みの中から、効果及び取り組みやすさ等を考慮して、最も勧めたいものを『エコドライブ 10 のすすめ』として示しました。

3 みどりの保全と創出

①一次産業における対策の実施

○地産地消の推進

- ・食品の輸送に伴うエネルギー消費の削減に向けて、県や近隣自治体、事業者、各種団体と一緒にになって地産地消を推進します。
- ・学校給食や病院・福祉施設などでの地元産食材の活用を推進します。
- ・地産地消の取組の推進による地域全体の活性化について検討します。

②森林の整備・保全

○地元産の木材の有効活用

- ・森林整備に伴い発生する木材や間伐材などは、「逗子市の公共施設における木材の利用の促進に関する方針」に基づき、公共施設や公共事業等での利用促進を図ります。
- ・県の「かながわ木づかい運動」に協力し、地元産木材の利用促進を図ります。

③緑地の保全、緑化の推進

○緑地の保全

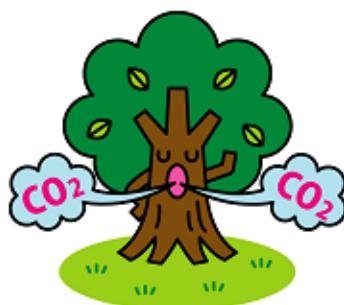
- ・「逗子市緑の基本計画」に基づき、各種の施策を展開することで、市内の緑地を適正に保全します。
- ・「みどり基金」の活用などにより、市内の緑地の保全に努めます。
- ・地域ごとの特性に鑑み、適切に公園等を整備・維持管理することにより、市民が親しめる場として質の高い緑地を維持します。



●地域の緑化を推進します。

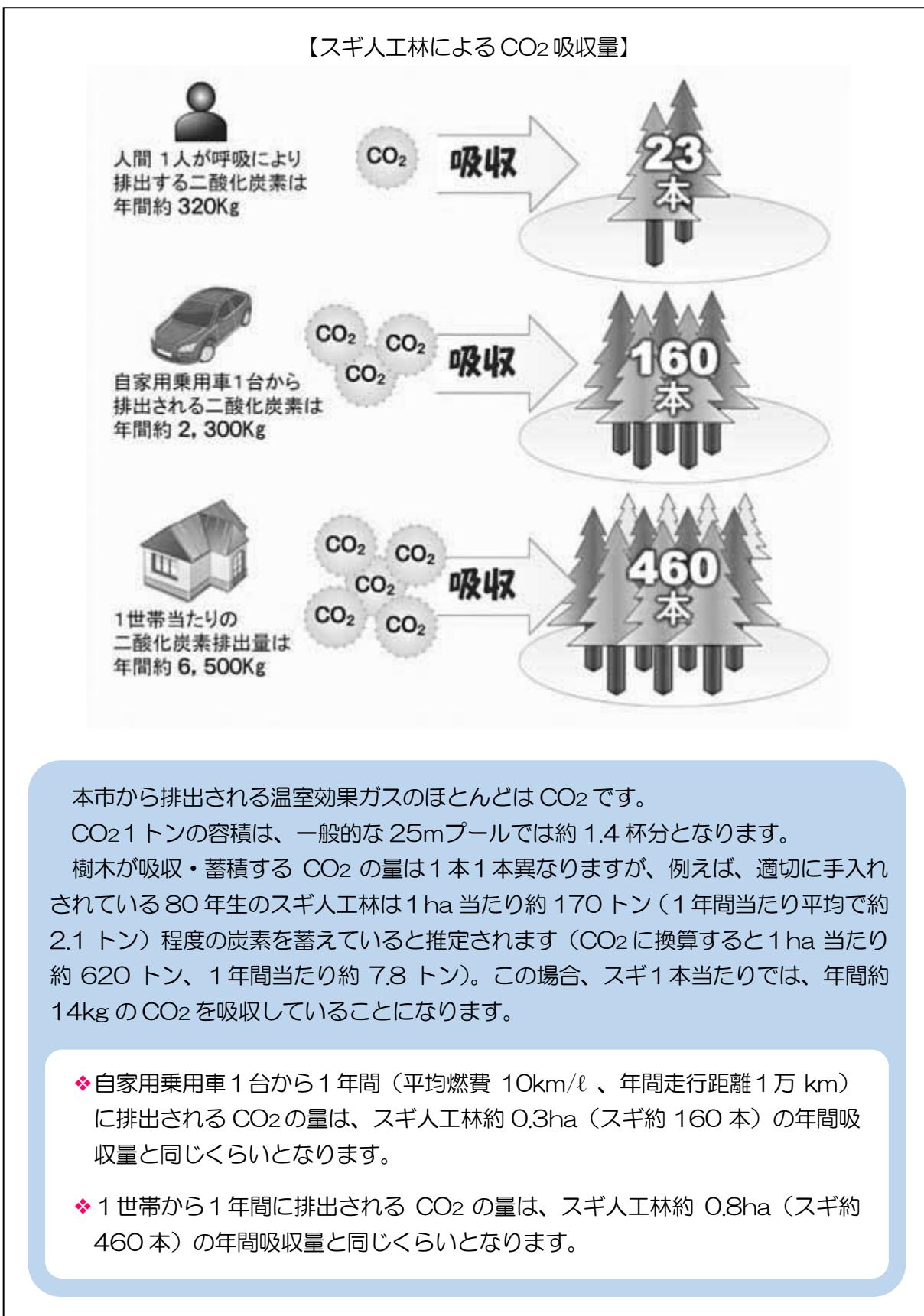
○緑化の推進

- ・緑化や樹木、樹林の保全に係る助成制度を拡充し、市民が利用しやすい市街地の緑化推進事業へと見直しを進め、民有緑地の保全に努めます。



●CO₂の吸収源として、森林や緑地の保全に努めます。

図表 4-3-7 森林による CO₂ 吸収効果



資料：林野庁

温室効果ガス排出の少ないまちに向けた市民・事業者の役割

「第二次逗子市環境基本計画」（平成27年3月）では、本市の貴重な財産である自然環境と、そこに住む市民の生活環境を守るために、『自然と人間をともに大切にするまち』を基本理念とし、これを実現するため、4つの基本方針を定めました。

4つの基本方針のうち、「温室効果ガス排出の少ないまち」に向けて、市民と事業者の役割は、以下のとおり定められています。本計画の基づく地球温暖化防止に向けた市民や事業者の取組についても、これを踏襲することを基本とします。

✿ 省エネルギーの促進

《 市民の役割 》

- 冷暖房の温度設定や、不要な電源を切るなど、省エネルギー行動の習慣をつけます。
- 電気製品等を購入する時には、省エネルギー型製品を選びます。
- 節水を心がけ、また、雨水の利用を促進します。
- 自然のエネルギーを積極的に活用します。
- 小・中学校への出前授業などの環境教育を通して、省エネルギーの啓発をします。
- 市と協力して、二酸化炭素排出量の把握に取り組みます。
- 公共交通を活用し、可能な所へは自転車、徒歩で出かけます。
- 電気自動車、ハイブリッド車などの低公害車へ乗り換えるとともに、アイドリングストップなど環境にやさしい運転に努めます。
- 違法駐車をなくすよう努めます。
- 市民主体で、地域における交通問題に関する実態調査や意見交換を行い、ノーカーデーやカーシェアリングなどの社会実験に取り組みます。

《 事業者の役割 》

- 建設工事における機械・機器、車両の低公害化を促進します。
- 電気・ガス・石油機器などの購入時に省エネルギー型を選びます。
- 省エネルギー型機器の開発、製造、販売、利用に努めます。
- 事業用車両へ低公害車の導入を推進するとともに、環境にやさしい運転に努めます。
- 省エネルギー型設備への更新を進めます。

✿ 再生可能エネルギーの利用促進

《 市民・事業者の役割 》

- 環境教育を行い、再生可能エネルギーの啓発をします。
- 再生可能エネルギーに関する講習会・体験会に積極的に参加するとともに、小・中学校への出前授業などの環境教育にも協力し、再生可能エネルギーについての啓発を図ります。
- スマートコミュニティを形成するため、再生可能エネルギー設備等の導入に努めます。
- 電気自動車などへ乗り換えを検討します。
- 再生可能エネルギー設備の導入を検討します。

第5章 計画の推進

1 推進体制

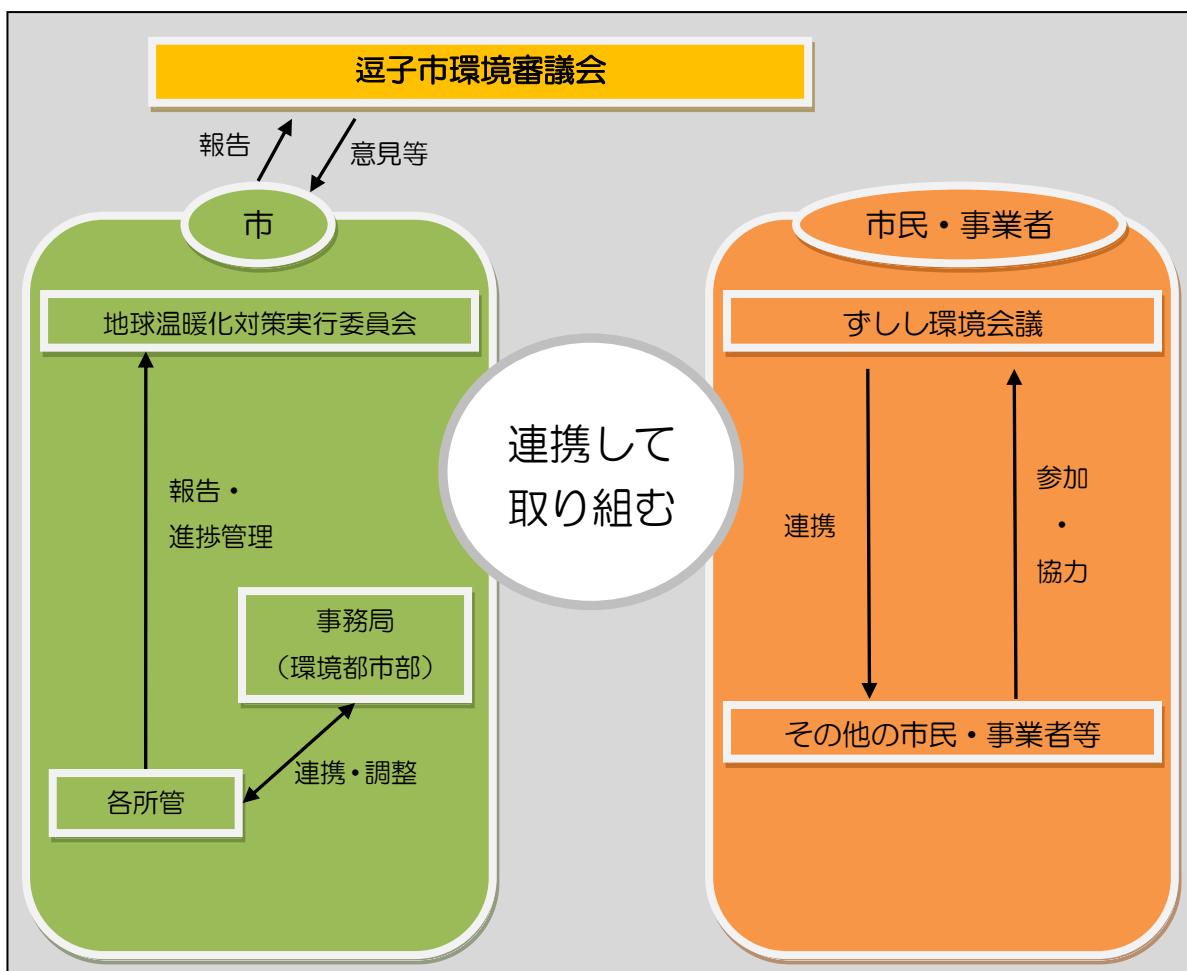
地球温暖化問題は、市民や事業者の日常の生活や事業活動が原因となっている点で、従来の公害問題と決定的に異なります。

地球温暖化問題の解決のためには、市民や事業者一人ひとりが自らの問題としてとらえ、市と連携・協働して各種の取組を進めていくことが必要です。

このため、本市は、環境施策をともに進めていくパートナーとして、市民や事業者から構成される「ずしし環境会議」と連携して取り組んでいきます。この他、様々な市民団体などの活動も合わせて支援し、多くの団体が連携・協働して各種の活動に取り組んでいくことができるよう体制づくりを進めています。

推進体制は、地球温暖化対策実行委員会にて進捗を内部管理するとともに、逗子市環境審議会に報告し、適宜事業の推進を図っていきます。

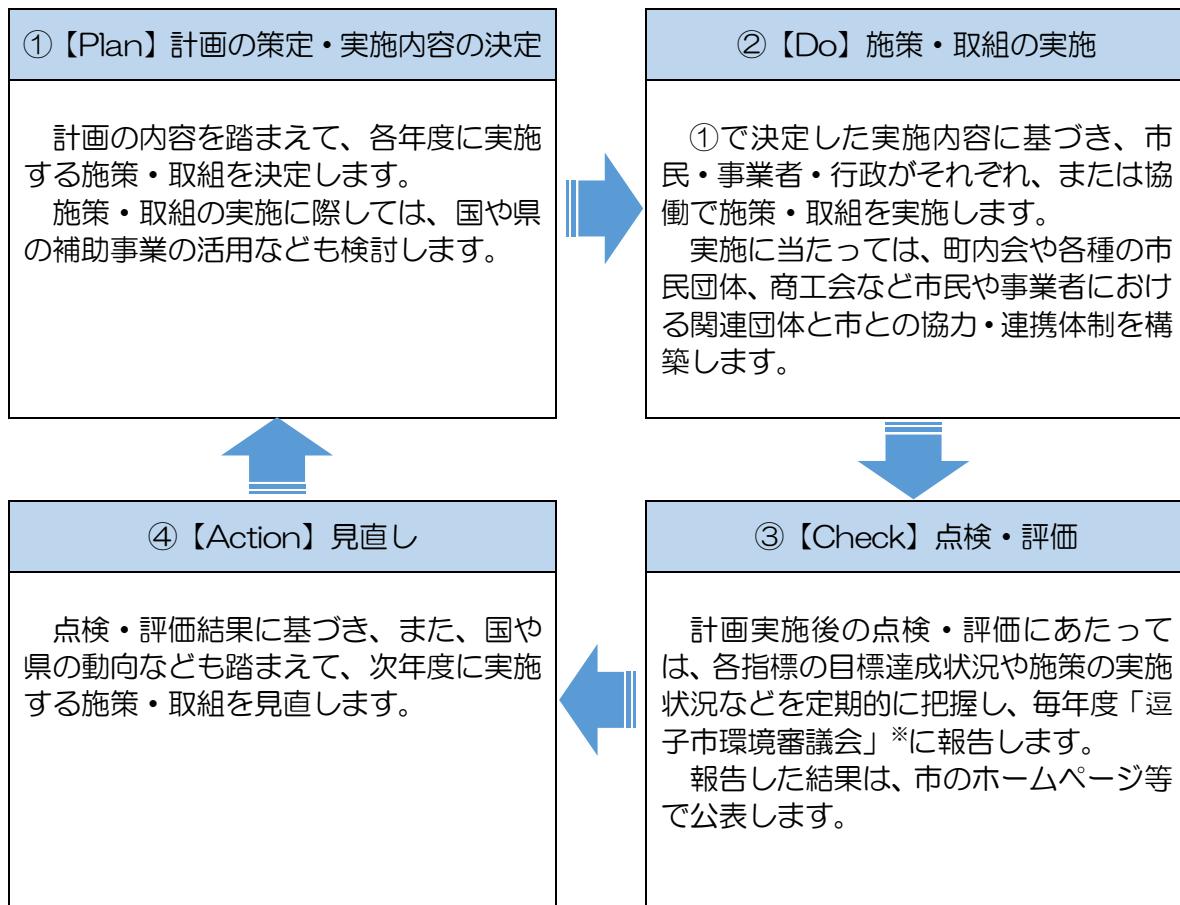
図表 5-1-1 計画の推進体制



地球温暖化対策を推進するためには、様々な分野における環境施策を総合的に実践・展開していく必要があるため、庁内において各部署相互の緊密な連絡・協力体制を構築し、計画の推進を図ります。

本計画は、逗子市環境マネジメントシステムに基づく「PDCA サイクル」に沿って進行を管理します。

図表 5-2-1 計画の進行管理（PDCA サイクル）



※逗子市環境審議会

逗子市環境基本条例に基づき設置する市長の附属機関のことです。市民、学識経験者、事業者等から構成され、環境基本計画などの策定や、環境の保全及び創造に関する基本的事項について、市長の諮問に応じて調査審議を行います。

逗子市環境マネジメントシステムの概要

環境マネジメントシステムは、環境負荷低減のために具体的に何をすべきか計画（Plan）し、それを実施（Do）し、点検（Check）し、方針や計画を見直す（Act）といった仕組みです。

本市では、2001（平成13）年2月に取得したISO14001の認証を2009（平成21）年2月に返上し、2009（平成21）年4月から市独自の「逗子市環境マネジメントシステム」を運用し、環境負荷の低減を図っています。

本システムでは、毎年、市全体の目標と各課における目標、取組内容を決め、業務に即した環境負荷の低減を図るシステムとなっています。

図表5-2-2 適用範囲

項目	具体的な内容
対象施設等	・市のすべての公共施設、すべての事務事業
対象職員等	・市長、副市長及び教育長 ・逗子市職員給与条例第2条第1項に定める職員 ・非常勤事務嘱託員及び臨時職員 ・常駐する委託業者の従業員

図表5-2-3 推進体制（役職と役割）

役 職	担 当	役 割
環境管理統括者	市長	・逗子市環境マネジメントシステムを総合的に推進し、中心的な役割を担います。
環境管理副統括者	副市長	・環境管理統括者をサポートします。
環境管理責任者	環境都市部長	・逗子市環境マネジメントシステムを運用していく上の責任者です。 ・逗子市環境マネジメントシステムの確立、実施、維持及び管理をします。
環境管理推進責任者	各活動部門の長	・各活動部門（各部かい）における環境活動の責任者です。 ・活動部門における逗子市環境マネジメントシステムの確立、実施、維持及び管理をします。
環境管理主任推進員	各活動部門の次長等	・各活動単位（各課かい）における環境活動の推進管理の責任者です。 ・各活動単位における逗子市環境マネジメントシステムの実施、維持等が適正に推進されているかどうかを管理、監督をします。
環境管理推進員	各課かい長	・各活動単位（各課かい）における環境活動の責任者です。 ・各活動単位における逗子市環境マネジメントシステムを実施、維持及び管理をします。
環境管理事務局	環境管理課	・環境管理責任者の実務を担います。

市自らの事務事業での省エネなどの取組は、「逗子市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」で実施・管理しています。

この『事務事業編』は、「逗子市環境マネジメントシステム」に基づき、PDCAサイクルを基本として継続的改善を図ることにより、目標達成—温室効果ガスの排出削減—を目指しています。

また、将来的には『事務事業編』と『区域施策編』を一体化して管理・運用していくことを検討しています。

図表 5-2-4 「逗子市環境マネジメントシステム」に基づく PDCA サイクル

手順	実施者	具体的な内容
Plan	環境管理推進員 [各課かい長]	<ul style="list-style-type: none">・事務事業と環境との関わりを精査し、環境負荷低減のために少しでも環境に配慮した行動を実施します。<ul style="list-style-type: none">①環境配慮行動②温室効果ガス等の削減③グリーン購入 など
Do	環境管理推進員 [各課かい長]	<ul style="list-style-type: none">・活動単位（各課かい）の対象職員等が環境マネジメントシステムの目的を共有し、環境に配慮した行動となるように推進します。・取組項目及び目標については、活動単位での自己管理とし、責任をもって推進します。
Check & Act	環境管理推進員 [各課かい長]	<ul style="list-style-type: none">・活動単位の環境活動について毎月確認し、実施状況について自己点検し、3ヶ月ごとに実施状況を評価します。
	環境管理主任推進員 [各活動部門の次長等]	<ul style="list-style-type: none">・活動単位の環境活動について、上半期、下半期及び年間の実施状況の評価を行い、必要に応じ見直しを指示します。
	環境管理推進責任者 [各活動部門の長]	<ul style="list-style-type: none">・活動部門の環境活動について、上半期、下半期及び年間の実施状況の評価の報告を受け、承認した場合は、環境管理責任者へ報告します。・必要に応じ見直しを指示します。
	環境管理事務局 [環境管理課]	<ul style="list-style-type: none">・各活動単位（各課かい）の取組項目及び目標について、上半期、下半期、年間の評価毎に、取組結果をホームページで公表します。

資料編

地球温暖化による影響

①渇水リスクの増加

地域により、無降水日数の増加と積雪量の減少による渇水の増加が予測されます。

特に北日本と中部山岳地帯以外では、河川の流量が減少し、渇水が深刻化するおそれがあります。

②大雨災害の深刻化

渇水リスクが増加する一方で、ゲリラ豪雨や集中豪雨の頻発に伴い、大雨に伴う災害のリスクも増加すると考えられており、全国の1級河川を対象とした研究では、河川の最終整備目標を超える洪水が起こる確率は、将来において現在の1.8~4.4倍程度になると予測されています。

また、短時間における強雨の増加に伴い、山地における斜面崩壊のリスクも増加するおそれがあります。

③高波・高潮リスクの増加

地球温暖化に伴う海水の熱膨張や氷河の融解・流出により、海面水位は上昇しており、海洋内部の水温も上昇しています。地球温暖化が一層進んだ場合、海面上昇による海岸浸食や台風の強度の変化・進路変化が起こるといわれています。

我が国は海岸付近の海拔ゼロメートル地帯に住宅などが多く存在するため、海面水位が上昇した場合、深刻な事態をもたらすおそれがあります。台風の強度の変化・進路変化に伴い、沿岸地域では高波によるリスクが高まる可能性があります。

図表1 高波・高潮リスクのイメージ



資料：環境省

④自然生態系の変化

近年、高山植物の消失域が増加していることが報告されています。これは、気候の温暖化に伴い、雪解けの時期が早まることによる高山での土壤の乾燥化が進んだことや、植物を餌とする動物の分布域の変化などによると考えられています。

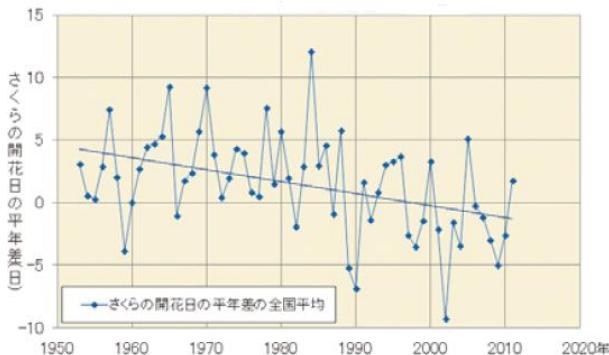
また、温暖化に伴う常緑広葉樹の分布域の拡大に伴い、冷涼な気候に適応したブナ林が衰退・減少すると予測されています。

⑤季節感のずれの拡大

桜の開花時期が早くなり、カエデの紅葉が遅くなることが報告されています。また、以前と比べて春と秋が短くなったように感じる人が増えています。

今以上に温暖化が進んだ場合、季節を感じさせる自然の現象の時期も変わり、暦上の季節と実際に感じる季節感にずれが大きくなる可能性があります。

図表2 桜の開花日の経年変化



注.『平年差』とは、各年における桜の開花日と、1981（昭和56）年～2010（平成22）年までの30年間の平均開花日との差の日数を示したもので、各年の観測データを30年間の平均と比較することで、桜の開花日が早くなってきていることがわかります。

資料：環境省

⑥熱中症の増加

1995（平成7）年以降、熱中症による死者数は増加傾向で推移しています。熱中症は暑熱による直接的な影響の1つであり、気候変動との相関が強いと考えられています。

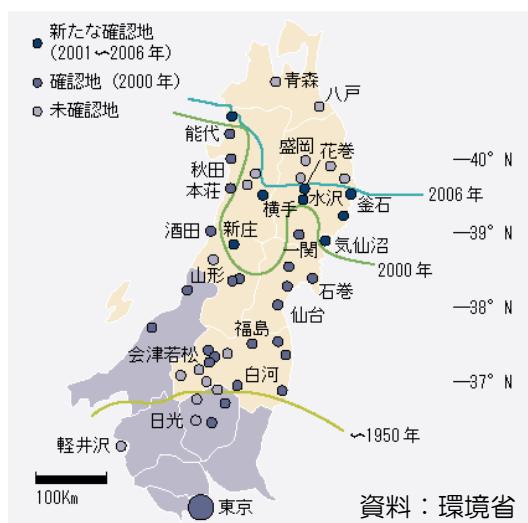
⑦熱帯性の病気の増加

デング熱を媒介するヒトスジシマカの分布は、1950（昭和25）年以降、東北地方を徐々に北上していく傾向が見られます。ヒトスジシマカの分布域は、年平均気温が11℃以上の地域とされており、今後も温暖化が進行した場合、2100年までに北海道全域まで分布域が拡大すると予測されています。

また、デング熱はヒトスジシマカのほか、ネッタイシマカによっても媒介されます。ネッタイシマカの分布域は、1月の平均気温が10℃以上の地域とされており、今後も温暖化が進行した場合、2100年までに九州から千葉県南部まで太平洋側の地域まで分布域が拡大すると予測されています。

ヒトスジシマカやネッタイシマカの分布域の拡大が直ちにデング熱感染に結びつくものではありませんが、今後デング熱流行のリスクを持つ地域が拡大する可能性が考えられています。

図表3 ヒトスジシマカの分布域の変化



資料：環境省

「パリ協定」の概要

①地球全体での目標が定められたこと

パリ協定は、産業革命前からの世界の気温上昇を 2°C 未満に抑えることを目的としています。このため、各国が産業革命前からの気温上昇を 1.5°C 未満に抑えるよう努力することを求めていました。また、今世紀後半に、人為的な温室効果ガスの排出量を吸収量と相殺することで、排出量を実質ゼロにすることも盛り込みました。

②先進国のみならず、途上国も温室効果ガスの排出削減に向けて対策を取ることが定められたこと

「京都議定書」では、先進国のみが削減の義務を課せられており、途上国は先進国の歴史的責任や自らの経済成長の権利といった論拠から義務を免れていましたが、「パリ協定」により、すべての国が2020（平成32）年以降の温室効果ガスの削減目標を作り、5年ごとに見直すことを義務づけられました。

③目標設定のあり方が、トップダウン型からボトムアップ型に変化したこと

「京都議定書」では、削減総量目標を先に置いて、それを先進各国に割り振り、目標を達成できない場合は罰則が科されるという厳しいトップダウン型の国際協定でしたが、「パリ協定」では、各国の主権を侵すことがないよう細心の注意を払い、各国が自主的に温暖化対策や目標値を提出し、その進捗状況を各国がお互いに認識しあうという、ボトムアップ型になりました。

※「パリ協定」での国別目標に関する特記事項

- ・全ての国が削減目標を5年ごとに提出・更新し、共通かつ柔軟な方法で、その実施状況を報告し、レビューを受ける。
- ・5年ごとに世界全体の実施状況を確認する仕組みを作る。

図表4 「パリ協定」と「京都議定書」の比較

項目	パリ協定 (2015(平成27)年採択)	京都議定書 (1997(平成9)年採択)
目的	産業革命前からの気温上昇を 2°C 未満に抑えることを目指し、 1.5°C 未満も努力する。	※大気中の温室効果ガス濃度を安定させること(条約で規定)
削減義務のある国・地域	196カ国・地域	38カ国・地域
長期目標	できるだけ早く世界の温室効果ガス排出量を頭打ちにし、今世紀後半に実質ゼロにする。	なし
国別削減目標	目標値は各国が自ら設定するが、全ての国に策定・報告・見直しを義務付け。	目標値は政府間交渉で決定(日本は1990(平成2)年から6%削減)
目標達成の義務	なし	あり(できなければ罰則)
途上国への資金支援	先進国が2020(平成32)年以後、1,000億ドルを下限に拠出することは合意したが、協定には明記されず。	※先進国に拠出の義務がある(条約で規定)

国全体の温室効果ガスの削減目標について

我が国は、地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、2016（平成28）年5月に「地球温暖化対策計画」を策定しました。

「地球温暖化対策計画」での温室効果ガス削減目標は、2030（平成42）年度に2013（平成25）年度比で26.0%削減となっています。また、2020（平成32）年度の温室効果ガス削減目標については、2005（平成17）年度比3.8%以上の水準にすることとなっています。

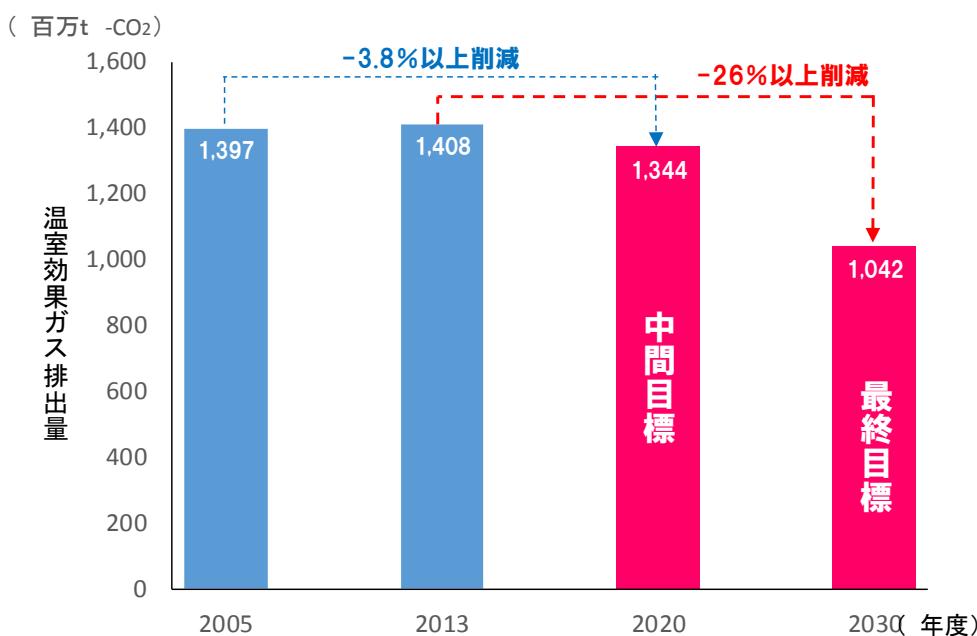
「地球温暖化対策計画」での国の削減目標は非常に大きく、特に2020（平成32）年度から2030（平成42）年度の10年間にかけて、大きく削減することとしています。

図表5 「地球温暖化対策計画」での温室効果ガス削減目標（国の目標）

単位：百万t-CO₂

項目	2005年度 実績	2013年度 実績	2030年度 目標	削減率 2030/2013
温室効果ガス排出量	1,397	1,408	1,042	-26%
エネルギー起源CO ₂	1,219	1,235	927	-25%
産業部門	457	429	401	-7%
業務その他部門	239	279	168	-40%
家庭部門	180	201	122	-39%
輸送部門	240	225	163	-28%
エネルギー転換部門	104	101	73	-28%
非エネルギー起源CO ₂	85	76	71	-7%
メタンCH ₄	39	36	32	-12%
一酸化二窒素N ₂ O	26	23	21	-6%
代替フロン等4ガス	28	39	29	-25%
HFCs	13	32	22	-32%
PFCs	9	3	4	27%
SF ₆	5	2	3	23%
NF ₃	1	1	1	-64%
吸収源対策	—	—	-37	—

資料：「地球温暖化対策計画」（平成28年5月13日閣議決定）



高齢化と世帯構造の変化が温室効果ガスの排出量に及ぼす影響

我が国は、今後、人口減少と高齢化が進むことが予測されています。本市においても、既に高齢化は進んでおり、将来的に人口が減少していくことが予測されています。

そして、こうした状況の中で世帯人員が減少していくことが見込まれています。これは、高齢化と人口減少の中で、高齢者の単身世帯、高齢者の夫婦世帯が増加することにより生ずるもので、また、高齢化と世帯構造の変化による環境への影響が考えられています。

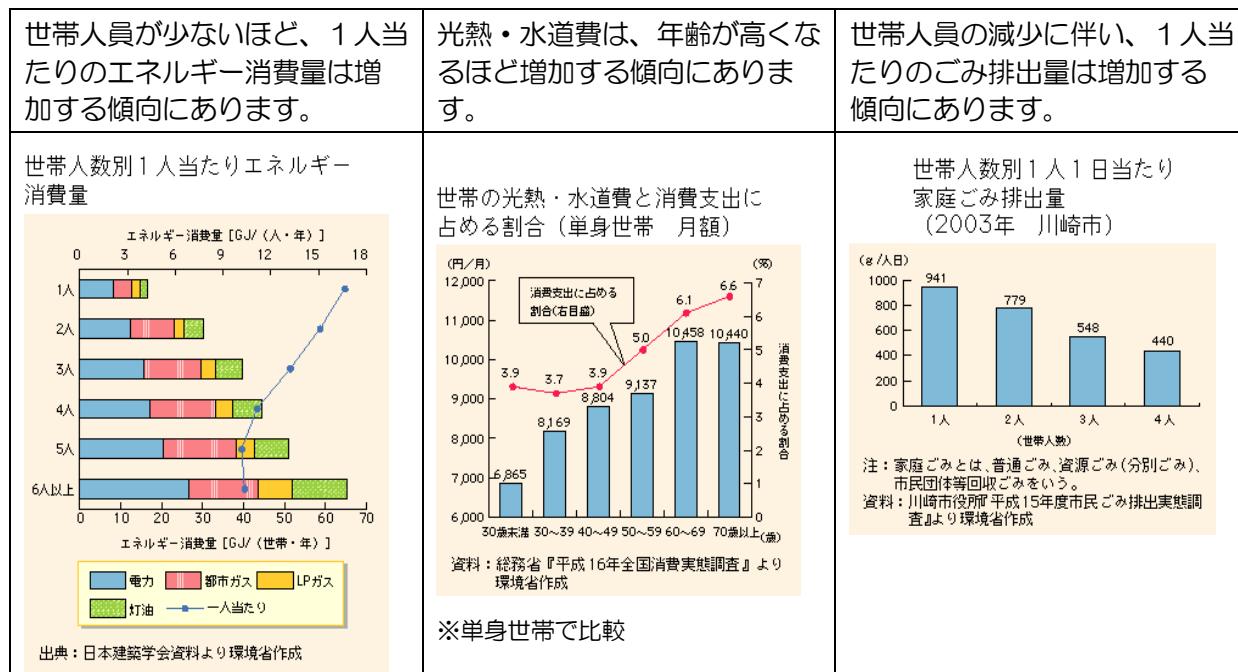
図表6 人口・世帯人員の推移

項目	2015 (平成27)年	2040 (平成52)年	増減率
人口	57,720人	47,856人	-17.1%
世帯人員	2.38人/世帯	1.92人/世帯	-19.3%

注. 人口・世帯人員について

- ・2015(平成27)年：住民基本台帳に基づく実績値(4月1日現在)
- ・2040(平成52)年：「逗子市総合計画」に基づく推計値

図表7 高齢化と世帯構造の変化による環境への影響



高齢化と世帯人員の減少が進むことにより、全体として省エネや省資源が進まなくなることが考えられます。このため、温室効果ガス排出量についても、人口減少による低減分が相殺される可能性が考えられます。

今後、温室効果ガス排出量を効果的・効率的に削減していくためには、これらのこと踏まえた上で対応策の検討が必要です。

推進が望まれる取組

温室効果ガスの削減のためには、日常的な習慣としての省エネの行動と併せて、地球温暖化防止に取り組む生活や事業活動が、経済的にも得をするという仕組みづくりを進めていくことが望されます。

これを踏まえ、市域の自然的・社会的条件や、市民への意識調査や事業者へのヒアリング調査から把握した市民や事業者の地球温暖化防止への意識などを考慮すると、以下の3つの取組を推進することが有効と考えられました。

これらを「推進が望まれる取組」とします。

《 推進が望まれる取組 》

1. まちかど休憩スポット（仮称）の設定
2. 改装実施に際しての設備機器の更新促進
3. 自動車との上手な付き合い方によるエコなまちづくり

これらの3つの取組は、以下の特徴を有しており、市域から排出される温室効果ガスの削減を効果的・効率的に進めることができます。

- ・市民や事業者に対して、通年に亘り地球温暖化防止への啓発を行うことができる。
- ・「地域」の地球温暖化対策として積極的にPRできること。
- ・地域の住民や事業所、団体等が自発的かつ持続的な取組として実施することができる。
- ・地域の各種団体と連携した事業であり、事業実施による波及効果が期待できること。

取組の具体的な内容を次ページ以降に示します。

取組の概要

- ・夏季における家庭での節電を促すため、家庭でエアコンを消して、みんなで涼しいところに集まる「クールシェア」の取組の一環として実施するもの。
- ・商店街の空スペースを活用して利用者や通行者の休憩場所を設置し、駅や公的施設、スーパー等を利用した後で一休みできる場所を用意する。
- ・休憩場所（又は近所の商店）にボトルサーバーを設置し、来訪者に無料で飲料水やお茶を提供。レジヤーや買い物等での疲れを癒し、他の利用者や商店街事業者との交流を深める。
- ・使用する空スペースは、商工会と連携した上で、商店街の空店舗の活用を基本とする。
- ・市民や利用者へのPRに市の広報やホームページを活用する。

※イニシャルコストとランニングコストの負担

の在り方について検討必要。

- ①イニシャルコスト：内装のリフォーム、必要な機材等の設置
- ②ランニングコスト：空店舗の賃貸料、ボトルサーバーの維持費

※テーブルや椅子等は、商店街の余剰品を活用することを基本とする。

※空店舗賃貸料は、商店街全体で負担することを基本とする（休憩場所の設置により、商店街が活性化する効果を見込む）。

※賃貸料負担に協力した店舗の認定・PR等に市の協力が必要。

長野県佐久市の事例

臼田商店街に休憩所開所



自営業者らのグループ空き店舗活用

空き店舗を活用した「お休み処ベルフラワー」の開所式

効 果

- ・市民が商店街などのまちなかに出かけることで、地域の活性化につながる。
- ・商店側と市民のコミュニケーションが促進され、商店街が賑やかになる。
- ・休憩に際して、近所の商店等に立ち寄り、買い物をしてくれる可能性あり。
- ・ボトルサーバーを利用する場合、マイボトルの持参が促進される。
- ・市街地の中心部に小さな休憩場所を設置することは、交流の場の増加などにつながるため、高齢者対策としても有効。
- ・環境拠点（環境情報の発信基地）としての役割も持たせて活用可。
- ・商店街以外の場所でも実施可。

温暖化対策としての評価

- ・地域全体が活性化する一連の流れの中で、関係者が意識しないまま、結果として温室効果ガス排出抑制が行われる。
- ・夏季の電力ピーク時間帯における節電が推進されるため、省エネに大きく貢献する。

実現可能性



- ・商店街全体で合意を得ることが困難。

取組の概要

- 家庭や事業所での設備機器の更新の促進により、温室効果ガス排出量の削減を図る。
- 住宅や店舗等の改装工事に際して、省エネ設備機器に更新する場合に補助金を交付。
〔「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」に基づき、照明のLED化など、補助金が交付される場合の条件を事前に設定。〕
- 事業者のモチベーション向上のため、①市の広報、②店舗入口へのエコステッカーの貼付などにより、利用者にアピール。これにより、事業所での省エネの推進と利用者の増加の両方を期待できる。

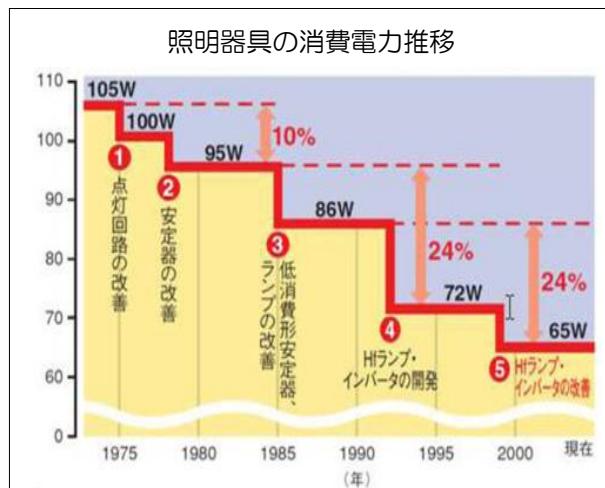
※市で実施する場合、補助金の財源確保や制度の具体的な内容について検討必要。

「第二次逗子市環境基本計画」において、スマートエネルギー普及促進事業として、省エネ型設備の導入に係る費用に対し補助金を交付することとしている。

家庭には「逗子市住宅用スマートエネルギー設備等導入費補助金」があるため、事業者を対象とした補助金についても検討必要。

※エコステッカー貼付店舗を利用する場合、他店舗を利用するより若干割安になる「地域通貨」の活用により、商店街等の地域活性化につなげることができないか検討必要。

※住宅や店舗等の新築・改築時に省エネ設備機器を導入する場合、市のポイントシステムを活用して地域全体の活性化につなげることができないか検討必要（購入、工事、処分等で市内の業者に優先的に仕事を回す）。



資料：(社)日本照明器具工業会

※1985年以降、照明器具は10年単位で20%以上も消費電力が改善されており、設備の更新により相当の電力削減が期待できます。

効 果	温暖化対策としての評価
<ul style="list-style-type: none"> 照明を新型の機器に更新することにより、照明が明るくなる一方でコストの削減が可能になる。 雰囲気や気分・意識がポジティブな状態で省エネに取り組める。 <p>※省エネには、意識が後ろ向きで暗いという印象があるが、それを覆すことができる。気分が前向きになり、事業者だけでなく、商店街等の地域全体の気分が明るくなる。</p> <p>※住宅や店舗等の改装工事に際して、温室効果ガス換算係数の少ない新電力会社を導入することにより、効果が大きくなることもある。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 設備機器の更新が促進され、事業者にとっては省エネによる利益の増加に合わせて、温室効果ガスの排出抑制が行われることになる（事業活動の活性化に伴い、温室効果ガスも削減される）。 <p>※設備機器の更新は省エネ効果大。</p>
実現可能性	
	<p>易 1 2 3 4 難</p> <p>3</p>
・財源の確保が困難。	

【運輸部門】

自動車との上手な付き合い方によるエコなまちづくり

取組の概要

- 以下の取組を推進し、自動車からの温室効果ガス排出量を削減する。

A. エコドライブの推進に向けた取組

- ①エコドライブの効果の広報・PR
- ②タクシーなどの業務用車両への低公害車両の導入推進

B. 低公害車の推進に向けた取組

- ①電気自動車、電動アシスト自転車の普及啓発
- ②電気自動車専用駐車場などの普及に向けた市民・事業者への意識啓発。

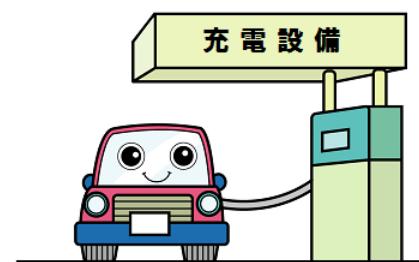
C. 交通流の緩和に向けた取組

- ①バス路線の充実、アピールの強化などによる公共交通の利用促進とマイカー利用の抑制
- ②駅付近への駐輪場の整備などによる渋滞緩和

エコドライブ推進のイメージ



インフラ整備推進のイメージ



効 果

- 駅前や市街地中心部へ移動するためのマイカー利用が抑えられることにより、温室効果ガス排出抑制の効果が期待される。
- 温室効果ガスの削減に加え、市街地部の交通環境改善や市のイメージアップが図られる。
- エコドライブの効果を広くアピールすることで、現状以上に推進することは十分可能。
- 交通流の緩和に向けた取組と合わせて展開することで、大きな効果が期待される。
- 1世帯当たりの平均世帯人員が減少傾向にあるため、マイカーの更新に際して、小型車を選択することは、交通流の緩和にもつながる。
- エネルギー効率の高い「コンパクトシティ」の構築の一環としても有効。

温暖化対策としての評価

- 再生可能エネルギーによる発電と合わせて電気自動車の普及を進めることにより、環境にやさしい都市、環境先進都市として逗子市をアピール可能。

実現可能性

易	2	A	3	4	5	B
1						C

Aエコドライブの推進は比較的容易。

B電気自動車の普及は市単独では困難。

C交通流の緩和は財源・人員の確保が困難。

また、多くの関係部署等と連携した総合的な推進が必要。

「適応策」について

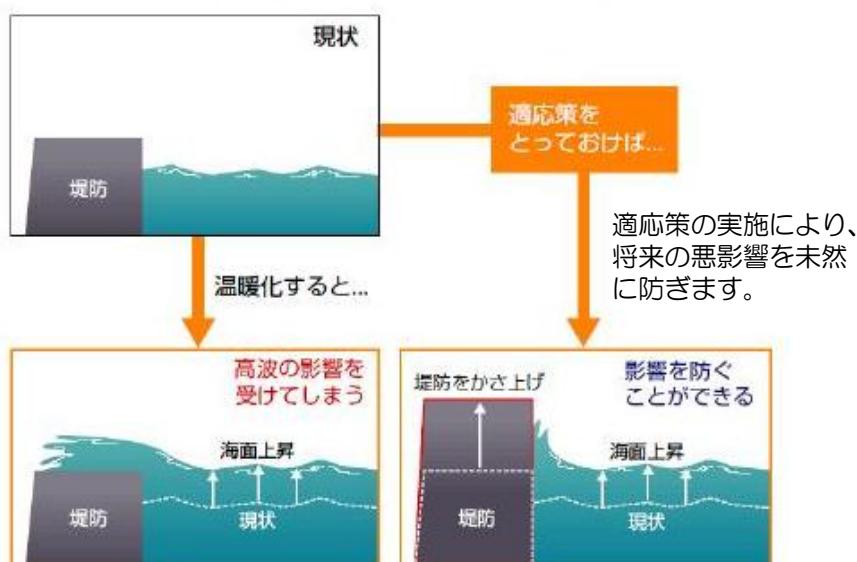
本計画の計画期間に地球温暖化対策に積極的に取り組んだとしても、地球温暖化問題のスケールの大きさや影響の及ぶ範囲などを考慮すると、取組の効果が確認されるようになるまで、かなりの時間が必要です。

その間、地球温暖化は横ばい又は現状よりも進行すると考えられるため、我が国においても自然災害、食料、健康などの様々な面で影響が顕在化することが予想されます。

地球温暖化の影響は、気候、地形、文化などにより異なるため、対策を行う場合には、国レベルの取組だけでなく、地方自治体レベルでの取組を総合的・計画的に進めることが重要となります。

「適応策」とは、地球温暖化の影響に対して、事前に対策を整備したり、社会のあり方などを変化させることで対応することです。

図表8 「適応策」のイメージ



資料：環境省

具体的な適応策を検討し、実施する際には、市域における「脆弱性」を評価することが重要になります。「脆弱性」とは、地球温暖化など気候変動による影響の受けやすさ、又は影響に対して対処できない度合いのことです。

「脆弱性」の評価が適切に行われることで、重点的に、又は緊急に対策・取組を行う必要性のある分野・地域の把握が明確になり、効果的・効率的な適応策の実施が可能になります。

「適応策」の取組の一般的な事例

○水害適応型社会の構築

- ・河川での水量調節施設や下水道施設の整備等に加え、流域における雨水貯留施設や浸透施設等の整備による大雨や洪水による被害の防止・軽減化。
- ・土地利用の規制・誘導など、土地利用の状況に合わせた対策の実施による家屋の浸水被害の防止・軽減化。
- ・洪水の予報・警報や現時点における河川水位の情報提供の強化など、危機管理対応を中心とした洪水発生時の減災対策。
- ・適切な河川管理による河川を取り巻く環境の変化への対応。
- ・雨量・水位・流量・水質等、これまで観測してきたデータの活用による気候変動の影響とその指標の把握、モニタリングの強化。

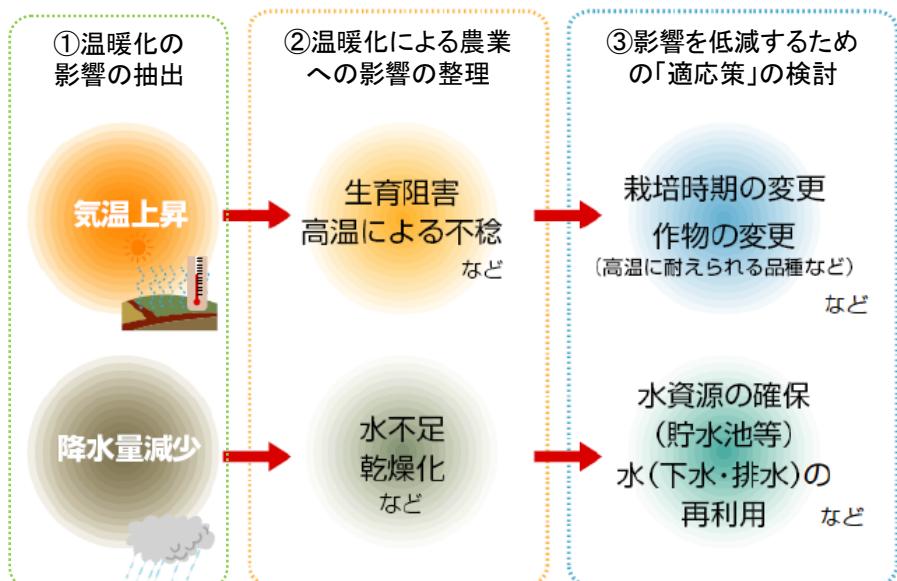
○緊急時における水資源の確保

- ・緊急時に利用可能な水の確保に向けた「節水型社会」の構築。
- ・緊急時における水の確保に向けた上水道・下水道関連施設の適切な管理と長寿命化。
- ・広域的な水供給体制の構築に向けたインフラの整備。
- ・給水資材の備蓄等による予防対策の強化。

○農業分野での適応策

- ・渇水時の農業用水の確保に向けた農業用水の適正利用（少ない水を効率的に利用する農業への転換）。
- ・地球温暖化による影響を農作物の種類別に把握（基礎的データの蓄積による温暖化の影響の未然防止に向けた対策の検討）。
- ・品種改良や農業技術に関する情報収集と関係者での情報の共有化。

図表9 「適応策」の検討手順（例：農業分野）



逗子市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

発行年月：平成 29 年 3 月

発 行 逗子市
編 集 環境都市部環境管理課
住 所 〒249-8686
神奈川県逗子市逗子 5 丁目 2 番 16 号
電 話 046-873-1111（代表）
F A X 046-873-4520
E-mail kankyo@city.zushi.kanagawa.jp

本冊子は再生紙を使用しています。